

# 横浜市菅田地域ケアプラザ

## 第5期・指定管理者の応募書類

### 事業計画書（様式ア）



地域の方がいつまでも健康で安心して暮らせるよう、地域や利用者の皆様とともに、  
私たち地域ケアプラザの職員が、精一杯頑張っていきます。



社会福祉法人 恩賜  
財団 済生会支部

神奈川県済生会

## 事 業 計 画 書

### 1 運営ビジョン

#### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

#### 横浜市地域ケアプラザ条例

第1条 市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるよう、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するため、本市に地域ケアプラザを設置する。

第2条 プラザは次の事業を行う。

- 地域住民の福祉活動、保健活動等の支援及びこれらの活動の交流のための施設の提供
- 福祉、保健等に関する講習会、講座等の開催 ○福祉、保健等に関する相談及び情報の提供
- 福祉サービス、保健サービス等の提供に関する調整 ○通所介護事業 ○居宅介護支援事業

#### 指定管理者として行うべき取組

#### ＜基本的な考え方＞

地域ケアプラザ条例に基づき、横浜市・神奈川区及び菅田地区福祉保健計画を推進するために地域・区・関係機関との連携によって、様々な地域の福祉保健課題の解決に向け努力していきます。

#### ＜具体的な取り組み＞

##### 1 地域や関係機関と連携し、地域福祉計画を推進することが役割と考えています。

地域や区・関係機関・関係事業者等との連携を強化し、様々な地域の福祉保健課題の解決に向け努力し、地域福祉保健計画を推進していきます。

##### 2 地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組んでいきます。

- ① 医療機関と介護事業所等による情報の共有化等により医療・介護連携を進めます。
- ② できるだけ多くの人が認知症サポーターになってもらう等により、認知症対策を進めます。
- ③ 関係機関・事業所・地域とともに地域ケア会議を行い、地域課題の共有・解決に努力します。
- ④ 要援護高齢者を支えるため、地域の方とともに様々な生活支援サービスを充実させます。

##### 3 「共助」の取組を厚くするために取り組んでいきます。

- ① 地域の状況からも見えるように、一層の高齢化の進展に合わせ、「自助」・「共助」・「公助」を組み合わせた仕組みが重要です。
- ② 特に、地域ケアプラザは地域における「共助」を一層厚くするため取り組んでいきます。

##### 4 ボランティア活動の担い手育成に向けて取り組んでいきます。

菅田地区は菅田地区社会福祉協議会の活動が活発に行われており、その中で「菅田安心ボランティア」を中心にボランティア活動をさらに活発化させるための支援を行うとともに、高齢化しているボランティアの担い手を確保するためにも、新たなボランティアの育成に取り組んでいきます。

## 5 高齢者の視点としては

- ① 地域のボランティアネットワークと連携して、高齢者の日常生活の支援を進めます。
- ② 高齢福祉に関する情報を提供するとともに、通所介護・居宅介護支援サービス等を提供します。
- ③ 民生委員・区・区社協等と連携し、一人暮らし・二人暮らし高齢者の見守りや高齢者虐待防止の見守り活動等を進めます。

## 6 こどもの視点としては

- ① 地域・学校・関係団体・区等と連携し、こども達が健やかに育てるよう様々な支援を進めます。
- ② 子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子や親同士の関係づくりの場をつくっていきます。
- ③ 区や地域の様々な団体等と連携し、児童虐待を防止するための見守り活動等を進めます。

## 7 障がい児・者支援の視点としては

- ① 障がい福祉制度等に関する情報提供を行います。
- ② 地域・関係団体・区等と連携し、障がい児・者の居場所づくりや余暇支援等事業を行います。
- ③ 障がい者との交流や福祉体験学習を通じて、お互いの理解を進めるための事業を行います。

## 8 地域福祉保健の中で防災という視点が重要となっています。

東日本大震災以降、また近年の大規模風水害等で地域防災対策の必要性が高まっています。

災害時に要援護高齢者を支援するとともに福祉避難所としての役割を果たしていきます。

## 応募理由

私たちは、以下の理由から第5期指定管理期間の菅田地区における地域ケアプラザの運営を担わせて戴きたいと考え、応募させて戴きました。

### 1 地域との信頼関係を生かし、地域ケアプラザの円滑な運営を引き続き担いたい。

- ① 本会は、平成11年の開所以来、長年にわたり地域の様々な団体・ボランティアの皆様との信頼関係やネットワークを築き上げてまいりました。
- ② 今までの経験、地域との信頼関係を生かして、地域の皆様とともに活動し、一層充実した福祉保健サービス等を提供していくことで、いつまでも健康で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、微力ながら貢献していきたいと考え応募をさせていただきました。

### 2 慣れ親しんだ人間関係の中で、安心してサービスを受けていただきたい。

- ① デイサービス・ケアプラン等の介護サービスを受ける方にとっては、介護や相談等を担当する職員との人間関係・信頼関係が大変重要です。
- ② 慣れ親しんだ人間関係の中で、安心して介護サービスを受けていただくためには、本会が引き続き運営を担っていきたいと考えています。

### 3 本会の特徴である「医療と福祉の連携」を目指し、地域ケアプラザの運営を担いたい。

- ① 本会は神奈川区で長く医療福祉の実践を担ってきました。(低所得者・障がい者・高齢者・外国人・生活困窮者などの医療や虐待・労災問題など)
- ② 医療と福祉のシームレスな関係を目指し、地域包括ケアシステムの実現に向けて地域ケアプラザの運営を引き続き担っていきたいと考え応募させて戴きました。

## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して、情報取集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

### 1 担当地域の特色

(令和6年3月末)

	菅田 CP エリア	神奈川区	横浜市
総人口	16,024 (100%)	244,535 (100%)	3,750,616 (100%)
15歳未満	1,695 (10.58%)	26,318 (10.76%)	423,756 (11.30%)
65歳以上	4,829 (30.14%)	53,637 (21.93%)	939,023 (25.04%)
75歳以上	2,955 (18.44%)	29,912 (12.23%)	537,892 (14.34%)
90歳以上	362 (2.26%)	3,991 (1.63%)	65,455 (1.75%)
100歳以上	13 (0.08%)	130 (0.05%)	2,072 (0.06%)
要介護認定者数	1,224 (7.60%)	11,258 (4.60%)	189,667 (5.06%)

- ① 市及び区平均と比べ高齢化率が高く、将来的にもこの傾向が続くと見られています。古くからの住民が多い一方で、住宅地の開発も増えており若年層の増加も期待されています。
- ② 交通の利便性はバスのみということで決して良いとは言えません。又、坂道も多く高齢化が進む中で買い物等の外出に困難さが見られます。
- ③ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅・高齢者や障がい者のグループホームなど多くの福祉施設があります。
- ④ 地区社協や民生委員等の活動が活発であり、地域ケアプラザとの連携が重要になっています。

### 2 地域の主な課題等

- ① 急速な高齢化の進展。特にこの地区は区平均より深刻で、75歳以上高齢者が増加すれば要援護者も急増します。又、若年層の障がい者等引きこもりがちな住民が散見しています。
- ② 近隣関係の希薄化が進んでおり、世代を超えた交流が課題です。
- ③ ボランティア等担い手が高齢化し、担い手不足が深刻化しています。
- ④ 災害時要援護者の避難支援をいかに行うか、福祉避難所の運営をいかに行うかが課題です。

### 3 地域の課題の把握・分析の方法等

- ① 日頃の相談等の業務を通じて、地域の住民・団体・事業者等からの声に耳を傾けます。
- ② 地域団体の会合・行事・サロン・地域ケア会議等を通じ課題を把握します。
- ③ 区等が発する様々な情報の中から、地域に関する情報を客観的データとして把握します。

### 4 地域の将来像へ向けた取り組み

- ① 地域団体と協力して高齢者の見守り活動を進め、高齢者の方が集える場をつくります。
- ② 様々な行事によって、世代を超えた交流・仲間づくりを推進します。
- ③ こどもの居場所づくりや育児する母親などの支援を行います。
- ④ 「菅田安心ボランティア」を中心にボランティアの育成を推進します。
- ⑤ 災害時に要援護者の避難支援を確実にできるよう仕組みづくりを進めます。
- ⑥ 買い物・事業参加等の際の移動支援について福祉施設等関係機関と協働して取り組みます。

### (3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

#### ＜基本的考え方＞

○地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所は、地域における様々な福祉課題等の解決に向けて日常的に連携して支援をしていきます。

○地域の関係団体や他の地域ケアプラザともできる限り連携し、福祉講座等の共同での実施や啓発・ボランティアの育成等を行います。

※ 地域ケアプラザにとって、区・区社協・関係機関等だけでなく、地域団体との連携が大変重要ですが、地域団体等との連携については、「25 頁」に記載しました。

#### 1 地域・行政・区社会福祉協議会との連携

- ① 区役所・区社会福祉協議会と共に地区の福祉保健計画推進に向けた支援チームのメンバーとして地区別グループ会議をはじめ、個々の取組に関わります。
- ② 地区社協との連携を密にし、住民個々の課題について支援するとともに、地区社協の活動をバックアップしていきます。

#### 2 区役所との連携について

- ① 区役所とは、毎月の所長会・地域ケアプラザの職種ごとの連携会議・介護保険の認定申請等の様々な場面で日常的に連携していきます。
- ② 地域包括支援センターでのケース検討は区との定例会を毎月開催し、対応困難ケースなどの情報共有していきます。
- ③ 高齢者・児童・障がい者の虐待等の事案が発生した場合は、区と緊密に連絡を取り合いながら、民生委員・児童委員の方など虐待防止のための見守り活動を行います。

#### 3 神奈川区社会福祉協議会（区社協）との連携について

- ① 地域ケアプラザの2層生活支援コーディネーターは区社協の1層生活支援コーディネーターと連携して、地域における生活支援や地域活動についてのあり方を検討していきます。
- ② 区社協主催の生活支援コーディネーター連絡会・地域活動交流コーディネーター連絡会及び合同連絡会に出席し、他の地域ケアプラザ・コーディネーターとの連携を図ります。
- ③ 子育て支援事業（学習支援事業）などにおいても連携を図っていきます。
- ④ 区社協のあんしんセンターや送迎サービスが必要な相談者の場合は区社協に繋げていきます。

#### 4 関係機関との連携

- ① 本会が運営する東神奈川にある一般病院及びリハビリ専門病院と連携して医療講座等を開催し、住民に保健医療知識の啓発活動を行います。
- ② 圏内の小中学校と連携して認知症サポーター養成講座を出張して行います。又、「ちょいボラサポーターズ CLUB」への参加を促進していきます。
- ③ 神奈川県社協・看護学校・福祉系大学等と連携し、学生実習生の受け入れ・ボランティアの受け入れを行います。

#### 5 他の地域ケアプラザとの連携

定例所長会議や職種ごとの会議で情報交換を日常的に行うとともに、他の地域ケアプラザと連携した共同事業（ちょいボラサポーターズ CLUB・買い物マップ作成等）を進めます。

(4) 合築施設との連携について \*市民利用施設との合築の場合のみ

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

合築施設との連携について

＜基本的な考え方＞

福祉施設である地域ケアプラザは、一般的のスポーツ・娯楽等の施設である地区センターと施設目的は異なりますが、催し物の一体開催、施設管理委託の一体化及び防犯・防災体制の共同での取り組みによって、菅田地区にある横浜市の公の施設として区民サービス・区民福祉の向上に向け連携して取り組んでいきます。

1 同一敷地内の合築施設の状況

施設名	目的	施設内の諸室
菅田 地域ケアプラザ 面積 1106.11 m <sup>2</sup>	地域の福祉・保健活動等の振興と福祉サービス等の提供	1階 事務室（受付）、相談室、ボランティアルーム、地域ケアルーム、多目的ホール、ヘルパーナースルーム、調理室、デイルーム、デイ厨房、介助浴室、休養室
菅田 地区センター 面積 1776.52 m <sup>2</sup>	スポーツ、レクリエーション等を通じて、地域住民が相互の交流を深める場	2階 事務室（受付）、印刷コーナー、ロビー、図書コーナー、自習室、娯楽コーナー、プレイルーム、体育室
		3階 料理室、多目的室（大・小）、工芸室、和室、音楽室

2 催し物の一体開催等

- ① 「すげたふれあいまつり」「輝け菅田の子フェスティバル」「菅田芸能大会」など地域全体を対象とした行事については、複合施設として連携した運営に努めています。
- ② 地域ケアプラザにおける各種講演会・講座・行事などは、地区センターの利用者にも積極的に働きかけ参加を呼びかけていきます。
- ③ 季節の行事（クリスマス・ハロウィン・新年等）に地域向けのイベントを合同で行います。

3 防犯・防災体制に関する共同の取り組み

- ① 地区センターとの複合施設として、防犯・防災体制を共同で取り組んでいきます。
- ② 消防訓練・避難訓練を共同で実施し、災害時の利用者の安全確保に努めています。
- ③ 災害発生時には、同じ横浜市の公の施設として必要な役割を果たせるよう協力して取り組んでいきます。

4 建物設備管理委託の一体化

- ① 消防設備・冷却塔・空調設備・自動扉・清掃業務等の共同管理を行うことで、建物全体の一体化的管理を効率的に行います。
- ② 築25年を超えており不具合も散見されています。修繕についてはできるだけ早く、又駐車場等の共用部分についてもお互いに協力しながら、利用者が困らないように維持管理していきます。

5 合築施設との連絡調整

毎月定期的に地区センター（館長・副館長）と地域ケアプラザ（所長・地域活動交流Co・サブCo）の情報交換を行います。お互いの行事の協力や普段の活動の中で気付いたことなどを意見交換し、地域の皆様が利用しやすい施設にしていきます。

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。



### 日本最大の社会福祉法人「済生会」

本会は、明治天皇が医療によって生活困窮者を救済しようと、明治44（1911）年に恩賜財團として設立されました。以後幾多の変遷を経て、戦後は昭和26年に公的医療機関の指定、同27年に社会福祉法人の認可を受け、110年以上にわたり保健・医療・福祉で実績を積み重ねてきました。現在は、第6代総裁に秋篠宮皇嗣殿下を推戴し

次の三つの目標を掲げ、日本最大の社会福祉法人として、83病院を含む405施設・437事業において、全職員約6万6千人が、全国で医療・保健・福祉・介護事業に携わっています。

- 生活困窮者を **済** (すく) う
- 医療で地域の **生** (いのち) を守る
- 医療と福祉 **会** を挙げて切れ目のない

サービスを提供

本会は、コロナ禍を経て3つの目標に加えて、社会的に弱い立場にある人々も誰一人取り残さず、すべての人が地域社会に参加し、共に生きていくという「ソーシャルインクルージョン」の理念を推進することで、高齢者や子ども、障がい者等が地域の一員となり共に生きる地域づくりに貢献していきます。

本会は法人としては1法人ですが、全国の都道府県に40の支部を置き、支部単位で医療・保健・福祉・介護事業を展開しています。

#### 神奈川県済生会（神奈川県支部）



本会設立とほぼ同時に神奈川県支部が創設され、その後大正2（1913）年に、本会における全国の第一号病院として、現在、東神奈川にある病院が開設されました。

病院事業としては、その後、平塚市の病院、金沢区内の病院の開設を経て、昭和55年に横浜市の地域中核病院の第1号として、横浜市港南区に病院を開設しました。

また、平成19年には、本会では2ヶ所目の地域中核病院として横浜市鶴見区に病院を開設し、平成30年には、東神奈川にリハビリ専門病院を開設し6病院体制となりました。

〈東神奈川の病院〉



〈金沢区の病院〉



〈港南区の病院〉



〈鶴見区の病院〉



福祉・保健事業としては、昭和40年に金沢区の知的障害施設を県から受託、同51年に保育園、同55年に特別養護老人ホームを開設し、その後、港南区港南台、金沢区六浦及び能見台、神奈川区菅田に横浜市地域ケアプラザの受託運営を開始しました。

現在では、6病院、4地域ケアプラザ、1包括支援センター、1特養ホーム、1老健施設、1通所介護施設、4訪問看護ステーション、1保育園、2障害施設の21事業を運営し、約4,500人の職員が地域における医療・保健・福祉・介護事業に携わっています。(以下はケアプラザ写真)



### 地域ケアプラザの基本理念

私達は、済生会創立の精神である「施薬救療」の趣旨を受け、人々が安心して生活できるよう、保健・医療・福祉との連携を図り、地域に根差したきめ細やかな福祉サービスを提供します。

### 菅田地域ケアプラザの基本方針

- 1 済生会創立の精神を生かし、どんな生活環境にある人たちにも等しく保健と福祉を実践できるケアプラザを目指します。
- 2 地域の保健・福祉の拠点として、地域のニーズに的確に応え、地域福祉関連機関と協働して住みよい地域福祉社会の実現に努力します。
- 3 職員は保健・福祉の専門職として、自らの知識・技術及び倫理的自覚を持って自己啓発と相互研鑽に励み、人間性と専門性を高めることに努力します。
- 4 職員の相互理解と明るい職場を通して、上記の基本方針を実践していきます。

## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

### 1 予算の実行状況

① 本会は、日本最大の社会福祉法人として、高い公益性と非営利性が求められており、ガバナンスの強化、財務規律の確立を図るため、法律で会計監査人による外部監査が義務付けられ、監査法人による会計監査を行うほか、本部及び支部が各施設の会計監査や業務監査を行うなど、会計事務の適切な執行に努めています。

② [REDACTED]

[REDACTED]

③ [REDACTED]

[REDACTED]

### 2 法人税等の滞納の有無

① 社会福祉法人である本会は、法人税法上、原則非課税です。ただ、収益事業のみ軽減税率の法人税が課税されています。

② 全国で一つの法人となっており、法人税・消費税等の納付はすべて東京にある本部が税法上の定めに従い適切に申告納付等を行っており滞納はありません。

### 3 財政状況の健全性等

① [REDACTED]

[REDACTED]

② [REDACTED]

[REDACTED] 病院事業は、働き方改革やアフターコロナの新たな病院体制の構築に取り組んでいるところであり、経営改善を進めているところです。

③ [REDACTED]

[REDACTED] 今後もスケールメリットを生かした共同購入による経費削減など、組織横断的な経営改善に鋭意努めてまいります。

④ [REDACTED] 人手

[REDACTED] 不足の深刻化や介護報酬のマイナス改定、民間による通所介護事業所数の増加等による競争激化の影響で、今後厳しい状況が見込まれるため利用者の増加やコスト削減等による収支の改善に取り組んでいきます。

### 4 安定した経営ができる基盤等

① 指定管理の応募は支部単位で行わせていただいているが、本会は、一法人の全国組織として、恩賜財団の時代から 110 年を超える経営実績があります。

② 法人全体（全国）の令和 5 年度決算の状況は、サービス活動収益が約 7,154 億円、当期活動増減差額は 71 億 7,014 万円のマイナスですが、次期繰越活動増減差額は約 3,217 億円のプラスとなっています。

③ 金融機関からの信用も厚く、必要な融資を適宜受けることができることや、施設の経営が厳しくなった場合には、財政調整事業資金、経営支援等資金という名目で、運営資金や設備資金を融資して、法人として厳しい状況にある施設を支援する仕組みが整っています。

### 3 職員配置及び育成

#### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

#### ＜基本的考え方＞

- 横浜市の「公の施設」である地域ケアプラザは、公的な役割を認識し、定められた人員配置基準を満たすように、また、できる限り欠員を生じさせないよう職員を確保していきます。
- 職員採用においては、地域ケアプラザ職員として定められた有資格者の中から、面接等の選考を行い、できる限り経験豊富でフットワークが良い職員、また、窓口対応や地域の方との協働事業等多いことから、協調性の高い職員を採用するよう努めていきます。
- 特に所長は、地域との関係も強く、施設・各事業の要であることから、福祉や地域について豊富な経験のある人材を所長に任命するようにしてまいります。

#### 必要な職員の確保、適正な配置



#### 1 法令及び市の基準を遵守した職員の確保

介護保険事業であるデイサービス事業・居宅介護支援事業・地域包括支援センター事業は法令により、基本的な人員配置基準が定められていますのでその基準を遵守するとともに、より円滑な事業執行が可能となるよう適正な人員配置を行っていきます。

#### 2 スムーズな運営を行うための勤務体制

開所時間は、原則 9 時～18 時（一部 9 時～21 時）。年末年始等以外は土日も開館のため遅番と早番、土日と平日勤務のローテーションを組み、円滑な運営に努めています。

## (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

### ＜基本的考え方＞

- 1 横浜市の「公の施設」である地域ケアプラザの職員として公的な役割を認識し、公的施設の運営を担っていることの自覚を高めることを目的に人材育成・研修を行っていきます。
- 2 地域ケアプラザが様々な研修に取り組む際には、「地域の拠点」、「地域のための施設」であるという視点を意識するよう取り組んでいきます。
- 3 個別事業における知識・技術を習得して専門性を高め、個人としてのステップアップにもつながるよう人材育成・研修を行っていきます。
- 4 より広い視野で業務に取り組めるよう、所内会議等において様々な地域に係る情報等を共有化していきます。
- 5 研修については年間計画を定め、年間を通じての振り返りを行うことによって、継続的により質の高い研修計画となるよう努めています。

### 研修計画

#### 1 研修計画に基づく研修による職員の育成

① 人権研修	人権に関する意識の向上	年1回
② 接遇研修	施設利用者等への応対技術の向上	年1回
③ 事故防止、リスクマネジメント研修	デイ等の事故防止、及び事故発生時対応に関する意識・技術の向上	年2回
④ 防災・防火訓練、AED研修	地域施設としての防災等意識の向上	年2回
⑤ 法令遵守・個人情報保護研修	情報漏えい事故防止等意識の向上	年1回
⑥ 感染症、食中毒関連研修	夏の食中毒、冬の感染症防止意識の向上	年1回
⑦ 会計経理研修	社会福祉法人会計への理解を深める	年1回
⑧ 業務関連 研修 ・認知症研修　・虐待防止研修 ・ケアマネジメント研修 ・介護技術研修　・成年後見制度研修 ・障害者関係研修・子育て支援関係研修	毎年の研修計画立案の中で、個別業務に関する様々な研修をどのようなテーマや内容で行っていくかを検討して実施	適宜テーマを変えて、定期的に実施

※ 研修は年間計画を立てて実施しています。開催時間を職員が参加しやすいよう勤務時間終了後の1時間以内とっています。また、研修時間は、勤務時間の対象とっています。

#### 2 OJTによる職員の質の向上及び伝達研修

各業務の中で、先輩等からの指導を通じ、より高いレベルの業務実施に努めます。

また所外研修にも積極的に参加し、参加職員からの伝達研修により情報を共有化します。

#### 3 新採用職員研修

新採用職員には、採用6か月以内に計画的に研修を実施していきます。

#### 4 所長会議、区関連会議等の各種会議情報の職員へのフィードバックによる職員の啓発

所内ミーティングで様々な会議情報を共有化し、より高い視点での業務実施を目指します。

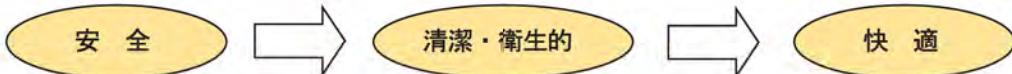
## 4 施設の管理運営

### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

#### ＜施設管理の基本的考え方＞

「利用者が館内に気軽に入りやすく、安全で清潔な施設を快適に利用できるようにする」



#### 1 職員による日常的な点検、館内巡視、清掃等

- ① 毎夕の館内巡視により、各部屋・厨房（ガス・水道等）・設備・誘導灯・破損箇所の有無・施錠等の点検を行い、点検記録簿記載・責任者の確認による確実な点検を行っていきます。
- ② 毎日の館内清掃・整理整頓・トイレの清潔維持を図り、快適な利用を目指していきます。
- ③ 「菅田安心ボランティア」を中心とした利用団体の協力を得て、施設周囲の植木選定や除草を行っていきます。

#### 2 施設の長寿命化の観点から、定期点検等の確実な実施と区への早期報告

- ① 安心して施設を利用いただけるよう、また、施設の長寿命化の観点から、各種設備等について、年間計画に基づき計画的にメンテナンスを実施していきます。
- ② 定期点検等については、専門業者に委託して実施しますが、点検により不適切な箇所が見つかった場合は、速やかに区役所と協議し改善に努めています。

#### ＜施設の維持管理・保守（各種法定点検等）＞

○定期清掃（日常清掃週6回）	月1回	○設備総合巡視保守点検	月1回
○害虫駆除	年2回	○空調機器点検・冷温水発生器保守	年4回
○機械警備	毎日	○太陽光発電保守点検	月1回
○グリストラップ清掃	年6回	○受水槽洗浄・装置点検	年1回
○自動ドア保守点検	年3回	○中央監視装置保守点検	年2回
○消防設備保守点検	年2回	○給湯設備保守	年2回
○エレベータ保守点検	年12回	○自家用電気工作物保守点検	年1回

#### 3 感染症対策・衛生対策等

感染症対策マニュアルにもとづき対策のチェックを行うとともに、法人の感染症対策チームより職員に対する研修を行い、感染症対策に対する意識向上に努めています。

##### ① コロナ感染症・インフルエンザ等感染症対策

手指消毒用アルコール液を常設し、特に感染症に注意が必要な要介護者の利用するデイルームでは、入室時に必ず手指のアルコール消毒を行い、空気清浄機も設置しています。流行時にはマスクの着用を励行していきます。又、産業医とも情報共有をしていきます。

##### ② ノロウイルス対策

デイ等各部門・送迎車にノロ対策キットを常備し、手洗い励行と手洗い場へのペーパータオル設置を行います。研修により嘔吐物処理、発生時対応等ノロ対策を適切に行います。特に、調理従事者の健康状態に注意し、調理従事者からの感染が起こらないようにします。

##### ③ レジオネラ防止対策

レジオネラによる被害が発生しないよう浴槽の水は毎日交換し、浴槽・蛇口・シャワー・ヘッド・洗濯室の給湯栓及び冷却塔等に関して、年1回専門機関による検査を受けていきます。

## (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。



### (3) 災害等に関する取組みについて

#### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

#### ＜福祉避難所運営に関する基本的考え方＞

- 災害時における福祉避難所の設置・運営のため、日頃からできる限りの準備を行います。
- 福祉避難所開設時は、区の指示に基づき要援護者を受け入れ、神奈川区本部援護班・神奈川区社協（区ボランティアセンター）・本会法人本部等、関係機関と連携しつつ、避難所の適切な運営を行います。
- 日頃の備えは必要ですが、災害時は迅速にかつ臨機応変に対応することを心がけます。

#### ＜福祉避難所とは＞

- ① 災害時、小中学校等の地域防災拠点で避難生活を送ることが困難な要援護者を受け入れるための二次的な避難所が「福祉避難所」です。  
(神奈川区内：特養ホーム3、地域ケアプラザ7、地域活動ホーム3 他 計16施設)
- ② 福祉避難所への避難が必要な方は、区の専門職などが本人の状況や要介護認定の有無等を確認し、福祉避難所の受け入れ可否を調整したうえで、区役所が受け入れを決定します。
- ③ 福祉避難所となる施設は、神奈川区と福祉避難所に関する協定を結んでいます。
- ④ 避難者のため災害備蓄が行われています。  
(水・食料・紙おむつ・エアマット・簡易トイレ・毛布等)

#### 地域ケアプラザにおける福祉避難所に関する取り組み

##### 1 福祉避難所を運営するうえでの最大の課題（運営スタッフの確保）

- ① 過去、全国の大規模災害時に福祉避難所が設置されましたが、多くの福祉避難所では運営するスタッフ・ボランティアが不足し、十分に機能しなかった例が多いと聞いています。
- ② 福祉避難所の運営は、運営スタッフ等の確保が最も重要な課題です。
- ③ 区の防災計画では、福祉避難所の運営は施設職員が行うとされ、人的スタッフが必要な場合は区援護班がボランティア受入窓口に協力を要請するとされています。
- ④ しかし、災害時でもデイやケアプラン、相談等の業務を継続しながら福祉避難所を運営すること、通常は日中業務のみであるところ福祉避難所は要援護者に対する24時間対応となることなどから、一般ボランティアだけでは困難であり、専門的ノウハウのあるスタッフの確保が必要です。
- ⑤ 一般のボランティアは日中活動が原則ですが、繁忙時の朝食・夕食時も食事介助のできるボランティアが必要です。



##### 2 福祉避難所設置に向けての適切な準備

###### ① 職員の研修及び訓練等

福祉避難所設置運営マニュアルに基づき、福祉避難所運営に関する職員研修会を定期的に行うとともに、区役所・地域防災拠点・地域団体と協議し、福祉避難所の訓練を行っていきます。

###### ② 地域ケアプラザ職員の参集

平常時から非常勤職員も含めて、災害時には参集しなければならないことを周知します。又、職員自身の被災や交通機関途絶等の理由により、直ちに参集できない職員が生じます。職員の安否及び参集可否を確認するため、参集リスト（メールアドレスの登録・来所までの所要時間・来所の可否）及び安否確認システムを活用し、災害時に速やかに対応できるようにします。

③ 他の地域ケアプラザ等との災害時相互応援協定（神奈川県支部）

市域全域の福祉施設が被災するわけではありません。避難所運営スタッフ確保等のため、神奈川県支部内の地域ケアプラザ等と福祉避難所運営に関する相互応援協定を結び、日頃から災害時には応援要請の緊急連絡ができるよう連絡網をつくっています。

④ DCATによる災害時応援システム（全国本部）

災害時には、本会の全国本部に災害対策本部が立ち上がり、被災情報の収集や被災施設応援の指示が出されることになっています。特に、DCATという名称で、全国の福祉施設から被災地の福祉避難所等へ、介護職員をローテーションで派遣する仕組みをつくっています。

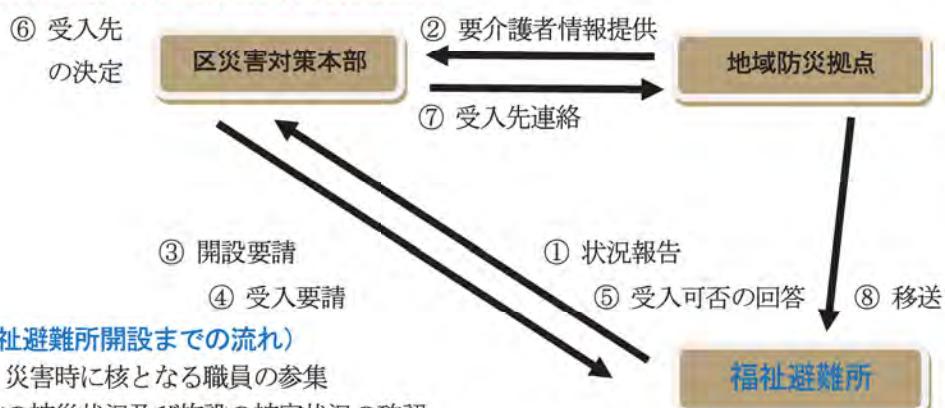
⑤ 福祉学科の学生へのボランティアの依頼

地域ケアプラザに実習に来る学生や所属する学校に、災害時の福祉避難所運営スタッフとしての応援を依頼しておきます。

⑥ 区災害ボランティアセンター（区社協）への依頼

災害時のボランティアは、基本的には区災害ボランティアセンターから派遣されますので、その事務局である区社協に24時間交代でボランティアの派遣が可能か、繁忙時の朝食・夕食時にもボランティアの派遣が可能か依頼しておきます。

＜福祉避難所開設及び要援護者受け入れの流れ＞



## 2 発災時（福祉避難所開設までの流れ）

① 所長他、災害時に核となる職員の参集

② 地域全体の被災状況及び施設の被害状況の確認

③ 職員の安否確認及び参集の呼びかけ

安否確認システムを活用し、所長他、災害時に核となる職員は、職員・家族等の安全状況を確認するとともに、被災状況に応じて職員への参集の呼びかけ（参集時に職員が地域の状況を把握・報告）をする。

④ 区災害対策本部・本会本部・県支部への状況報告

第1報の後、職員参集状況等、開設準備状況等を隨時、区本部等に報告し指示を仰ぐ。

⑤ 福祉避難所運営スタッフ確保に関する協力要請

速やかに本会本部（DCAT）・他の地域ケアプラザ・福祉系学生・様々な介護事業者団体・関係団体に人員派遣・物資の派遣について依頼する。

⑥ 福祉避難所開設準備

- ・地域ケアプラザの災害対策本部の立ち上げ
- ・受入場所やスタッフ控室の確保、福祉避難所レイアウト図の作成
- ・災害備蓄物資の確認、スタッフ参集状況と役割分担の確認
- ・地域への周知（福祉避難所設置及び通常業務としての貸室の休止等）
- ・職員参集状況等を踏まえ、区本部と受入可能人数、福祉避難所開設時期について調整
- ・要援護者受入に協力する送迎車、送迎スタッフの確保

⑦ 区からの福祉避難所開設要請を受け福祉避難所を開設

その後、要援護者の受け入れ方法（送迎の必要性等）について区本部と調整

## イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

### ＜災害等に備えるための基本的考え方＞

- 災害への対応は、自助(家庭等)・共助(地域)・公助(行政)が基本です。
- 地域ケアプラザは、地域団体と協力して共助のために行動するとともに、区からの依頼に基づき、福祉避難所の設置等、公助の役割の一部を担います。
- 震災時の福祉避難所の設置だけでなく、風水害に対しても日頃からアンテナを張ります。
- 感染対策では、感染症の発生を未然に防止し、発生した場合には感染症が拡大しないよう対応いたします。
- 要援護者の安全のため、かつ避難の遅れがないようエリア内要援護者への対応を行います。

## 1 災害や感染症発生・まん延に向けた日頃の備え

### ① 河川氾濫エリア、かけ崩れ危険地域等の災害情報の把握

災害に備え、神奈川区防災計画・区防災マップ・津波ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ等を、常に施設の災害関係マニュアルとともに紙ベースで常備しておきます。

### ② 要援護対象者（特に人工呼吸器等利用者）の把握

地域ケアプラザが把握している介護保険の契約や一人暮らし高齢者見守り事業等の様々な情報から、災害時に支援すべき要援護者の情報（氏名・住所・緊急連絡先・服薬情報・支援すべき情報等）を把握しておき、災害種別（風水害・土砂崩れ・大地震・津波）ごとに、支援すべき要援護者と支援内容を整理しておきます。特に、大震災等による停電に備えて人工呼吸器等、電源が絶対必要な器具を使用されている方の情報・支援内容等を整理しておきます。

### ③ 介護保険に関する災害時の特例扱い等の情報把握

大規模災害時には、介護保険制度について通常の手続きでは制度が機能しないことがあるため、特例的な扱いに関する通知が数多く国から発出されます。過去に通知された災害時特例扱いを把握しておき、大災害が起きた場合、迅速に相談に対応できるようにしておきます。

### ④ 一人暮らし・二人暮らし高齢者訪問事業への協力

民生委員の方が取り組んでいる一人暮らし・二人暮らし高齢者訪問事業にプラザとして協力し、それらの方の緊急連絡先や必要な支援内容等について把握しておきます。同意がある場合にはその情報は自治会にも提供し、災害時要援護者の見守り活動に生かしていただきます。

### ⑤ 災害対応マニュアルに基づく職員への研修と訓練

災害対応マニュアル等に基づき、災害が発生した場合の参集、災害時の要援護者支援への対応方法等について職員向け研修を行います。

### ⑥ 感染症の発生時・まん延時に備えた準備

感染防止に向けた取組を実施するため、感染対策のための指針やマニュアルに沿って、防護具・消毒液等備蓄品の確保、感染症の拡大時でも事業継続が可能なように研修・訓練の実施と事業継続計画（BCP）の検証と見直しを実施していきます。

## 2 災害や、感染症発生・まん延時の対応

### ① 一人暮らし高齢者等、要援護者の安全確認

災害の状況（種類・規模）に応じ、避難すべき要援護者がきちんと避難できているかどうかを確認・避難支援します。また、要援護者を在宅から避難させた場合は、必要に応じて区と協議し災害時の福祉避難所への受入について調整します。

### ② 特に配慮が必要な要援護者に対する命を守るための支援

特に人工呼吸器・電動器具使用患者等の命を守るための支援を最優先に行います。

### ③ 災害の状況に応じ、地域ケアプラザに求められる役割

様々な災害の状況に応じて、対応すべき事項が変わりますので、災害対策本部となる区の指示に従って、地域ケアプラザに求められる役割を臨機応変に果たしていきます。

### ④ 感染症の発生時・まん延時の対応

感染症の発生時には感染疑いの利用者へ、感染対策のための指針・マニュアル従って、施設協力医や看護職員と連携し対応します。また、まん延時には、家族や福祉保健センター、医療機関、区やその他関係機関と連携し対応すると共に、防護具・消毒液等備蓄品の備蓄の確認や確保、情報の共有及び発信など、事業継続計画（BCP）に基づいて行動し利用者サービスの継続、職員の過重労働やメンタルヘルス等にも対応していきます。

#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

##### ＜基本的考え方＞

○地域ケアプラザは、横浜市民の税金で作られた公の施設であり、介護事業部門以外は運営費が税金で賄われている公共性の極めて高い事業を行う施設です。

○地域ケアプラザは、横浜市から指定管理者として指定を受けた民間事業者が運営しますが、私たちは、公の施設であり公共性の高い事業を行う施設であることを職員一同が十分に自覚し、貸室を貸し出す際にも介護事業を行う際も、常に公正中立性な対応を心がけていきます。

#### 1 貸室の貸出時などにおける公正中立性

- ① 貸室申し込みについては、抽選が必要な場合には厳正なる抽選により決定します。
- ② 抽選申し込み後の空き室については、随時申し込み順に予約を受付します。
- ③ 講座等の申し込み受け付けは、先着順を基本としますが計画段階で参加人数が多く見込まれる場合は抽選も行なっています。

#### 2 介護保険サービス事業者に対する公正中立性

##### (1) 地域包括支援センターとしての公正中立性

地域包括支援センターは、介護予防支援事業者として、地域ケアプラザ担当圏域内の要支援者の介護予防ケアプランを独占的に作ることが法で定められています。そのため、その運営について、以下の点について公正中立性が求められています。

- ア) 要支援者のケアプラン作成の際、一部を居宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業者）に委託できますが、委託先を選定する際に特定の事業所に偏らないこと
- イ) 介護予防ケアプランに位置付ける訪問介護や通所介護などの介護サービスについて、特定の事業所に偏らないこと

##### (2) 居宅介護支援事業者としての公正中立性

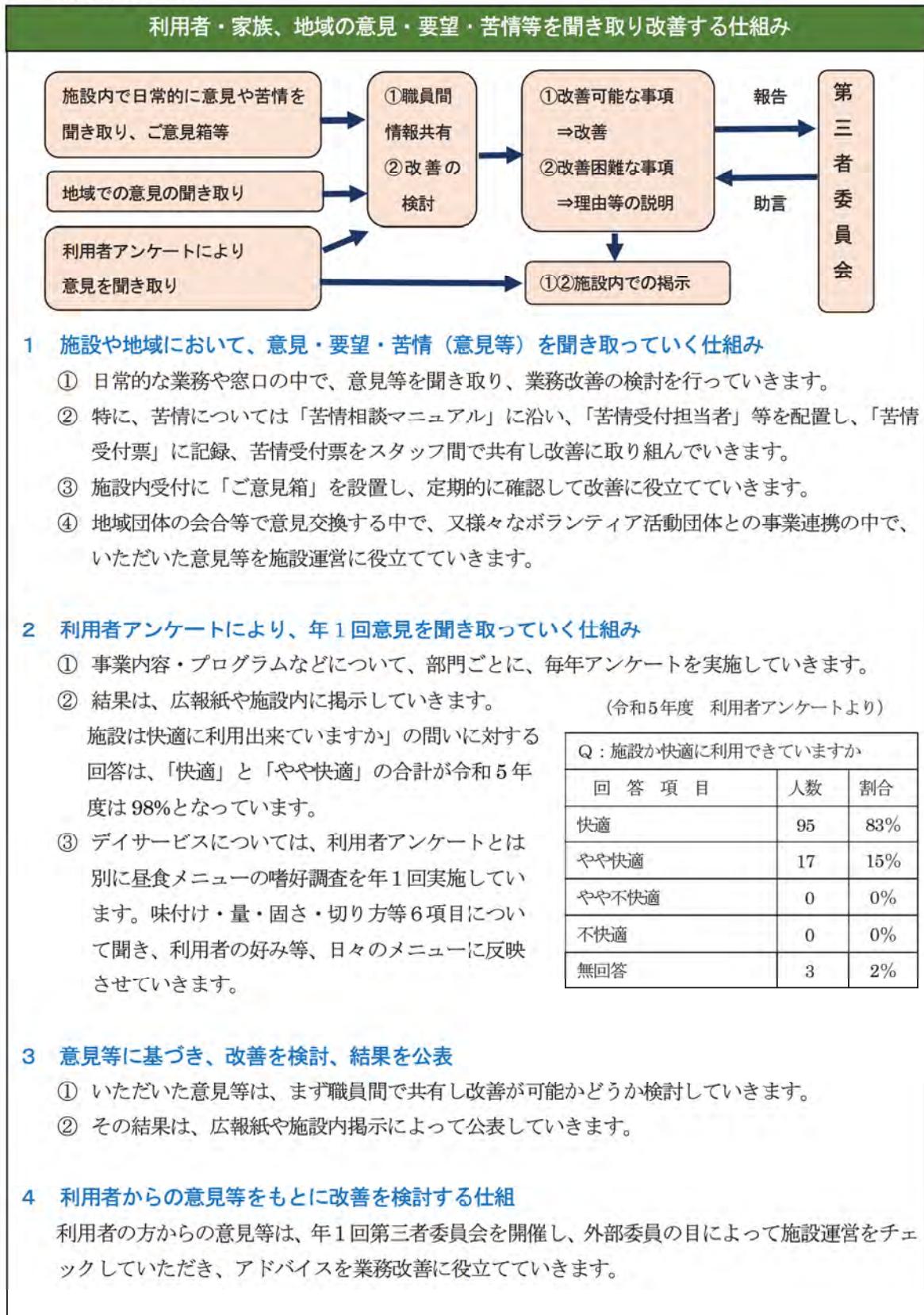
居宅介護支援で作成するケアプランにおいても、位置付ける介護サービスについて特定の事業所に偏らないことが求められています。

##### (3) 公正中立性を確保するための方法

- ① ケアプランを作成する利用者・家族に対し、ハートページ等を活用して複数の事業所を提示します。
- ② 介護予防ケアプランを委託する場合、利用者・家族の方に居宅介護支援事業所の所在地や特徴などを説明し、できる限り利用者・家族の方に事業所の選択をしていただきます。
- ③ ケアプランや介護予防ケアプランに、訪問介護や通所介護等の介護サービスを位置付ける場合は、利用者・家族の方に介護サービス事業所の所在地や特徴などを説明し、できる限り利用者・家族の方に介護事業所の選択をしていただきます。
- ④ どの事業所を提示して、どのような理由でどの事業所に決定したかについては、利用者ごとに記録を残します。
- ⑤ 介護サービス事業者に対する公正中立性が担保されているかどうかについては、定期的に横浜市に報告しチェックを受けます。

## (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。



## (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

**個人情報を保護する仕組み**

個人情報保護  
に関する  
マニュアル

個人情報保護に関する具体的取組  
○研修、○P Cデータ保護対策、○個人情報に関する誓約書  
○記録媒体の施設外持出禁止、○個人情報の取組の施設内掲示

個人情報保護  
委員会

○公的な団体である本会は、個人情報保護規定に則り、また法令遵守(コンプライアンス)の精神に則り、十分な注意を払って個人情報保護に取り組んでいきます。  
○個人情報の漏えい防止のためには、「決して漏えいしない」という強い意識を、すべての職員が持ち、定期的な研修でその意識の向上に努めています。

**1 個人情報の漏えい及び規程に基づいた取り扱い規程**

- ① 個人情報保護に関する具体的取組や責任体制・情報漏えい事故発生時の対応等について、神奈川県支部の個人情報規程に基づき取り扱い規程を定めています。
- ② 取り扱い規程は、必要に応じ随時見直していきます。

**2 個人情報保護のための具体的取組**

- ① 個人情報保護研修（年1回）を全職員に対して実施し、個人情報チェックシートによる意識付け等を行っていきます。横浜市の「地域ケアプラザ等において発生した事故等の状況について」（通知）を定期的に職員全員で情報を共有し意識向上を図っていきます。
- ② パソコン上のデータは施設から持ち出しを禁止とし、U S Bメモリに記録できない仕組みとしていきます。夜間は、P Cや個人情報は鍵付きキャビネットに保管することとします。
- ③ 職員・委託業者・実習生から個人情報保護に係る誓約書の提出を求め、個人情報保護について強い意識付けを行います。（退職後も同様）
- ④ 施設内に個人情報保護の取組を掲示し周知していきます。

**3 法人の情報公開の取組**

- ① 本会ホームページにおいて法人全体の運営状況を、地域ケアプラザのホームページや窓口等において、地域ケアプラザの運営状況（事業計画書・事業報告書）を公開していきます。
- ② 横浜市（よこはま福祉ナビ）やかながわ福祉情報コミュニティのホームページにも、当地域ケアプラザの情報が多く掲載されていますので、相互にリンクを張り情報共有に努めています。
- ③ 施設内で毎年度の事業計画・事業報告等を自由に閲覧できるよう掲示していくとともに、市の情報公開条例に準じて、情報公開請求にも応じていきます。

**4 人権尊重への取組**

- ① 児童虐待・高齢者・障害者虐待について、様々な相談等の中から虐待の兆候についての感覚を研ぎ澄まし、区や関係機関・関係団体と連携して対応していきます。
- ② 区との連絡調整等の中で、要対応案件が生じた場合は、求められる役割を適切に果たします。
- ③ 児童・高齢者・障害者虐待等人権に関する相談窓口を施設内に掲示し、人権問題について地域へのP Rに努めています。
- ④ 毎年、全職員を対象に体験型の講座等も含めて、人権研修を実施していきます。

## (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5・3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

### 横浜市の重要施策を踏まえた取組

- 横浜市地球温暖化対策実行計画ある脱炭素社会実現に向けて、温室効果ガスで特に割合の高いCO<sub>2</sub>排出の削減を目指していきます。
- ヨコハマプラ5・3（ごみ）計画に基づき、プラスチック対策や食品ロス削減を実施し、横浜市地球温暖化対策実行計画へも貢献していきます。
- 市内中小企業振興条例の趣旨を鑑みて、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会へ貢献する市内中小企業の更なる発展のため、ケアプラザとしてできる限りの経済的な協力を実施していきます。
- 第5次横浜市男女共同参画行動計画に基づき、男女共同参画の実現のため、性別にかかわらず多様な選択を実現できるよう努力してまいります。

### 横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5・3（ごみ）計画の推進



#### 1 地域ケアプラザ・ECO推進委員会の設置

- ① ECO推進委員会を、「ごみの分別」、「資源のECO」、「エネルギーのECO」、「ECO職員研修」の4分野を統括するために設置します。
- ② 委員会は、年2回開催し、4分野のECOの取組状況、取組方針について検討していきます。

#### 2 ごみの分別について

- ① ヨコハマプラ5・3（ごみ）計画にもとづき、できる限り1人あたり5.3Kg/年を推進します。
- ② 施設内のごみは、市役所ごみゼロの取組に準じ分別を徹底します。
- ③ 「すげたふれあいまつり」などのイベントごみについても分別を行っていきます。

#### 3 資源のECO

- ① コピー用紙、トイレットペーパーについては再生紙を利用していきます。
- ② 内部資料印刷時には、「両面印刷」及び「2 in 1」印刷を行っていきます。
- ③ 事務用品等を購入時は、グリーン購入（環境にやさしい商品の購入）を進めていきます。

#### 4 エネルギーのECO

利用していない部屋の消灯の徹底とともに夏季のクールビズ、エアコン温度は夏28度・冬19度の設定を基本にします。但し、利用者の方にはきめ細かく対応していきます。

## 5 ECOのPR・職員向け研修

- ① 環境への配慮について施設内に掲示し、利用者の方の理解を得ていきます。
- ② 職員向けのECO研修を実施し、ECO意識を高めるよう努めています。



### 市内中小企業振興条例に基づく中小企業への優先発注

- 1 市内中小企業の振興について、横浜市の条例に基づく取組に協力していきます。
- 2 物品購入、修繕、委託等の発注の際は、基本的に市内中小企業者の受注機会の拡大を、図っていきます。(横浜市中小企業リストを常備し、その業者の中から発注します。)

### 男女共同参画推進に関する取り組み

横浜市男女共同参画行動計画	横浜市男女共同参画行動計画は、横浜市男女共同計画参画推進条例に基づく行動計画であり、男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に規定する計画にあたります。
地域ケアアプローチの取組	<ul style="list-style-type: none"><li>① ひとり親家庭やDVなどあらゆる女性からの様々な相談を受け止め、区役所や関係機関・地域と連携して適切に対応して行きます。</li><li>② 子育て支援事業では、父親の参加も呼びかけるとともに、よこはまシニアボランティアポイント事業の受入施設としてボランティアを積極的に受け入れて行きます。</li></ul>

男女共同参画社会基本法

DV防止法

女性活躍推進法

横浜市男女共同参画推進条例

第5次横浜市男女共同参画行動計画

計画期間：令和3年度～令和7年度（概要版より）

## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

#### 利用のための有益な情報提供（広報等）

##### ＜令和5年度年間利用者数等＞

総合相談：相談者数 2,447人（窓口564件、電話1,441件、訪問423件、その他19件）  
施設利用者：開館日数 349日 年間延利用者数 10,722人（1日平均約31人）  
自主事業：開催回数 180回 参加者数 4,219人  
デイサービス：開業日数 360日 年間延べ利用者数 11,080人  
ケアプラン（含む介護予防）：年間延べ利用者数 1,583人 月平均利用者数 132人

○施設の稼働率向上及び利用者のための有益な情報提供のため、様々な事業において、以下のような情報提供・PRに努めています。

#### 1 様々な方法による情報提供・PR

広報紙・チラシ・ホームページなど地域ケアプラザ独自の広報媒体により、又、区の広報やミニコミ誌との連携により、プラザの事業についてできる限りPRを行いプラザに親しんでいただくとともに、プラザを利用していただけるよう努めています。

#### 2 総合相談に関する情報提供・PR

- ① 地域の町内会、民生委員等各種団体に対して、地域ケアプラザが福祉の相談窓口であることをPRしていきます。
- ② 区や関係機関と連携し、地域における総合相談窓口であることをPRしていきます。
- ③ 民生委員等とは、75歳以上の人々暮らし高齢者訪問事業を共同で行う中で、援護が必要な高齢者がいた場合には、地域ケアプラザへつないでいただくよう依頼していきます。

#### 3 貸室に関する情報提供・PR、施設貸し出し方法

※貸出方法については29頁にも記載

- ① 広報紙やホームページ等で地域ケアプラザの貸室の広報を行います。
- ② 貸室の抽選が必要な場合は、毎月貸室申し込みの抽選を行うとともに貸室の空き情報をホームページなどに掲載し、利用促進を図っていきます。
- ③ 子育て中親子の居場所作りとして、定期的に貸室を開放することで利用を促進していきます。

#### 4 自主事業に関する情報提供・PR

- ① 様々な自主事業を実施する場合は、その事業についてのチラシを作成しPRに努めます。
- ② 事業のチラシについては、施設内への掲示・町内会への回覧・掲示板への掲載依頼などを行うとともに、ホームページに掲載しPRに努めます。

#### 5 デイサービス等に関する情報提供・PR

- ① デイサービス事業独自の広報紙「ひだまり通信」を作成し、デイサービスにおける日常の過ごし方・季節ごとの行事などを伝えることによりデイサービスのPRに努めます。
- ② 総合相談窓口や居宅介護支援の相談において、地域ケアプラザのデイサービスについての適切な情報を提供し、利用者・家族の方から選んでいただけるよう努めます。
- ③ 利用者・家族などによるデイサービスの見学を積極的に受け入れPRに努めています。

#### 6 居宅介護支援等（ケアプラン、介護予防ケアプラン等）に関する情報提供・PR

- ① 区と連携し、担当圏域内で介護予防ケアプランの作成については、地域ケアプラザが窓口であることをPRしていきます。
- ② 本会の病院等と連携し、地域ケアプラザに相談することで、安心して在宅介護サービスの準備が整えられることについてPRしていきます。

## イ 総合相談について（高齢者、子ども、障害者分野等の相談への対応）

高齢者、子ども、障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

### ＜情報提供に関する基本的考え方＞

高齢・子育て・障がい・地域福祉・地域支援等に関する様々な情報を日頃から把握しておき、以下のような様々な機会を通じて、情報提供を行っていきます。

- 1 相談窓口における情報提供
- 2 定期的な広報発行紙による情報提供
- 3 ホームページによる情報提供
- 4 個別事業実施の際のチラシによる情報提供
- 5 関係団体等の会合やイベント時における情報提供

#### 1 高齢者の分野に関する情報提供の例

- ① 介護保険等福祉制度に関する情報を把握しておき、民生委員や地域の会合やサロンなどを活用し情報提供します。
- ② 認知症の情報に関しては、認知症サポーター養成講座や地域の会合等で情報提供します。
- ③ 介護予防の情報に関しては、自主事業等を展開する等で地域に還元していきます。
- ④ 孤立予防に関しては、民生委員・ふれあい活動員等と協力し孤立している高齢者がいた場合は連絡いただけるよう情報提供していきます。
- ⑤ デイサービス等ケアプラザが実施する介護サービス事業に関する情報は、広報紙（「すげたッチ」「ひだまり通信」）を使って情報提供します。その他ホームページ等でPRしていきます。

#### 2 こどもの分野に関する情報提供の例

- ① 親子の場づくり・仲間づくりに関する情報は、子育て支援拠点や主任児童委員との連携の中で把握し、子育て関係のネットワークの中であるいは保育園などを通じて、チラシ等による情報提供を行う他、ホームページなどでPRしていきます。
- ② 児童虐待に関しては、必要に応じ区や主任児童委員と協力して対応するほか、児童虐待防止月間等のオレンジリボン運動の取組等の中で児童虐待防止の呼びかけをしていきます。
- ③ 「ComeComeひろば」をきっかけに学校との連携を深め、情報提供・共有をしていきます。

#### 3 障がい者の分野に関する情報提供の例

障がい制度・障がい施設に関する情報は必要に応じ窓口等で情報提供するとともに、障がい児余暇活動支援事業については、個別に障がい団体へ情報提供していきます。

#### 4 地域福祉・地域支援等に関する情報提供の例

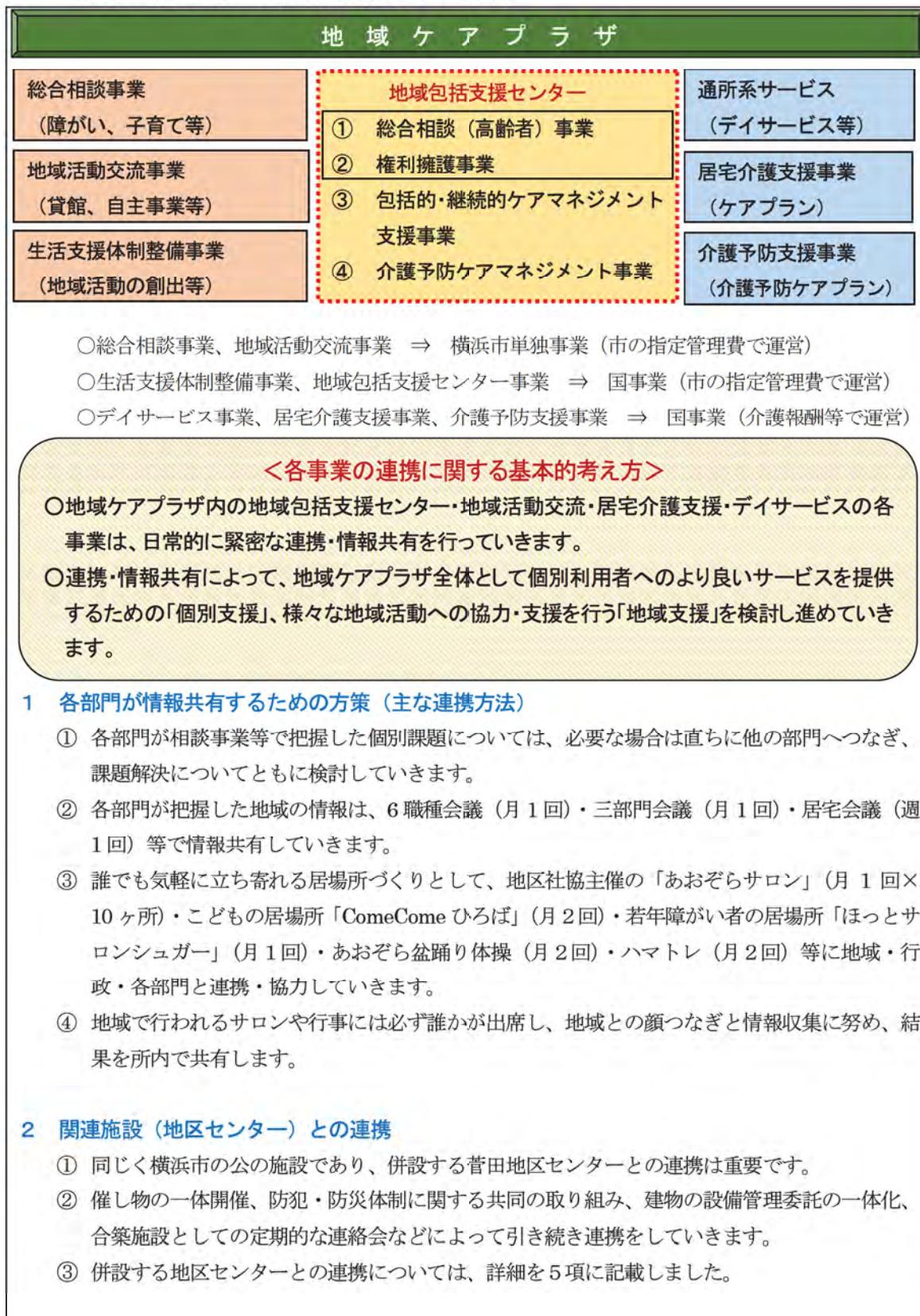
- ① 地域における仲間づくり・ネットワークに関する情報
- ② 健康づくり行事等に関する情報
- ③ 防犯（振り込め詐欺等）に関する情報
- ④ 防災（特に、福祉避難所）に関する情報
- ⑤ 各種自主事業に関しては、チラシを作成し館内での掲示・配布、地域団体・関係機関への配布・回覧等・ホームページなどによる情報提供に努めています。

#### 5 ホームページによる広報

自施設の紹介以外に、他施設・福祉関係団体のホームページとリンクし、地区センター等の催し物等を地域ケアプラザのホームページから知ることができます。また、振り込め詐欺等の注意喚起もホームページで行っています。

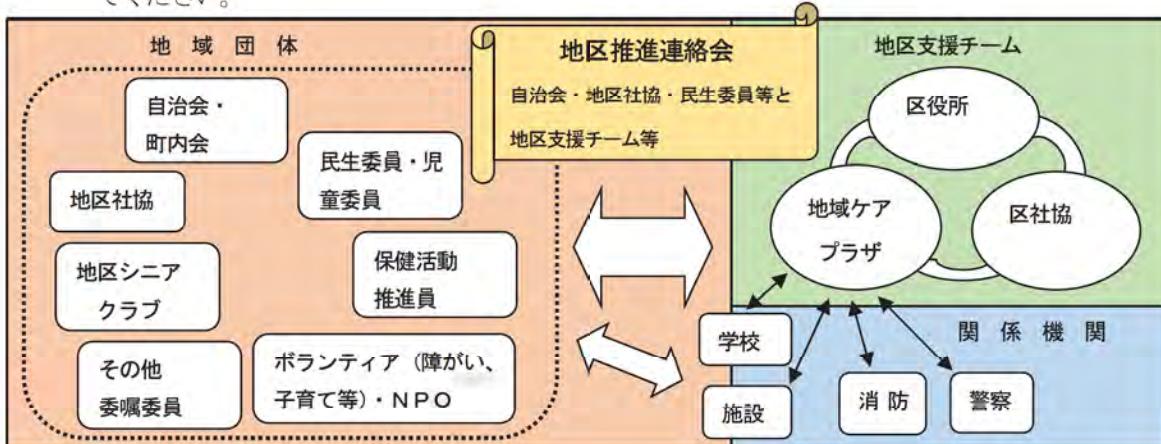
## ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。



## エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。



※ 地域ケアプラザにとって、地域団体との連携だけでなく、区・区社協・関係機関等との連携が大変重要ですが、区・区社協・関係機関との連携については、「4頁」に記載しました。

### ＜基本的考え方＞

- 地域における各団体との連携を、以下のような方法で深めていきます。
- そのうえで、各団体の情報を他の団体と共有したり、各団体が参加する行事や会議の場に参加することなどにより、地域におけるネットワークの強化を図っていきます。

#### 1 自治会・町内会及び地区社会福祉協議会（地区社協）との連携

地域の団体の中でも要である自治会・町内会とは、地域の行事への参加・地域ケアプラザ行事への協力依頼等様々な場面を通じて連携・協力していきます。また、地区社協主催行事の開催準備の手伝い・参加などを通じて日頃から連携・協力していきます。



#### 2 民生委員・児童委員との連携

介護予防事業・独居高齢者の見守り事業・消費者被害防止の啓発活動・必要に応じた児童虐待ケースへの対応など、様々な事業を通じて情報共有するとともに、様々な事業実施に際しても連携・協力をていきます。

#### 3 保健活動推進員との連携

地域ケアプラザでの自主事業や「すげたふれあいまつり」で、健康チェックを行っていただくなど、健康づくりに関する連携・協力をていきます。

#### 4 その他、ボランティア団体等との連携

地域ケアプラザを利用するボランティア団体等とは、地域行事への参加・「すげたふれあいまつり」への参加・利用団体交流会の実施など様々な形で連携・協力をていきます。

#### 5 学校その他関係機関との連携

地域行事、学校行事等への参加を通して関係機関との連携を図る他、小学校とは、総合学習や福祉教育、施設見学・職業体験受け入れを通じて、消防とは防災訓練を通じて、警察とは振り込め詐欺等の防止のための啓発や認知症、独居高齢者の見守り・発見などを通じて連携していきます。



## オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

令和6年度

神奈川区運営方針

＜基本目標＞ 笑顔でつながる「神奈川区」

～地域の皆様とともに、安心で温かい元気なまちづくりを進めます～

### 1 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり

子育て中の方、高齢の方、障害のある方、外国につながりのある方、すべての皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、きめ細かに行政サービスにつなげます。

### 2 地域がつながり魅力あふれるまちづくり

つながり、支えあうことの良さを実感し、地域に愛着を感じるとともに、神奈川区の様々な魅力に触れ、「住みたい・住み続けたい」まちづくりを進めます。

### 3 安全・安心なまちづくり

すべての皆様にとって必要不可欠な安全・安心な暮らしを目指して、自助・共助・公助の防災や防犯の取組を進めます。

## 区 行 政 と の 連 携

区役所と様々な場面で連携しつつ、区が重要施策として掲げる子育て・健康づくり・介護予防・防災などの事業に積極的に取り組んでいくとともに、「かながわ支え愛プラン」推進のために、地域支援チームと連携し、地域における様々な課題解決に向けて取り組んでいきます。

### 1 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり（28項・43項に詳細記載）

- ① 子どもたちがいきいきと遊び健やかに育ち、高齢者が元気で力を発揮し、あらゆる世代が笑顔で健康に生活できるように、「子供会協議会」「ComeCome ひろば」の活動を始め、様々な行事を通じて世代間交流を図っていきます。
- ② 健康づくり・介護予防を念頭に置いて、「スクエアステップ」「体操」「コグニサイズ」等を中心に健康づくりを幅広く啓発していきます。

### 2 地域がつながり魅力あふれるまちづくり（ヨコハマプラ5・3（ごみ）20項・21項に詳細記載）

- ① 地域ごとの情報交換を行い、お互いの活動や課題等を共有する場として「地域ケア会議」や「地区懇談会」を開催し、地域にかかわる様々な人が話し合う場を開催します。
- ② 地域の方々に区・区社協・地域ケアプラザの役割や関係を理解してもらい、より連携のしやすい仕組みづくりを行います。
- ③ 「かながわ支え愛プラン」（第4期神奈川区地域福祉保健計画）について、地域・関係機関と連携し推進していくと同時に、第5期計画の策定準備に協力します。
- ④ 地域行事として「すげたふれあいまつり」「輝けすげたの子フェスティバル」などを開催し、子どもから高齢者まで全ての住民が触れ合える場を作っていきます。
- ⑤ グリーンカーテンなど温暖化対策に取り組み、ヨコハマプラ5・3（ごみ）計画の推進に取り組みます。

### 3 安全・安心なまちづくり（13項～16項に詳細記載）

- ① 災害プロジェクトチームにより、災害時の職員招集方法・リスト作り・非常用の備品管理・備蓄品の管理等を行い、有事の際の受け入れ態勢を構築します。又、地域住民を含めた防災訓練を実施していきます。
- ② 菅田・羽沢地区福祉施設連絡協議会を中心とした「青色パトロール」に参加し、定期的な巡回を行い区内の防犯に協力します。

## 力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

### 第4期神奈川区地域福祉保健計画

#### ＜基本理念＞ 誰もが住み慣れた地域で、健やかに、安心して暮らせるまちをみんなでつくろう

##### 柱1 誰もが「ひとりぼっちにならない」まちづくりを進めます！

- ①誰もが地域の一員として安心して暮らせるよう、一人ひとりが抱える困りごとへの理解を広げ、困ったときに「助けてほしい」と言いやすいまちをつくります。
- ②一人ひとりの困りごとに気づくための仕組みをつくり、世代や抱える悩みなどの違いをこえた、様々な人たちが交流できる場をつくります。
- ③困ったときに身近な窓口で相談することのできる仕組みをつくります。

##### 柱2 「みんなのチカラを発揮できる」まちづくりを進めます！

- ①一人ひとりがいきいきと、自分にできることを地域で発揮できる環境をつくります。
- ②若い世代が地域の活動に参加しやすい工夫や仕組みをつくります。

##### 柱3 「地域のチカラがつながり合う」まちづくりを進めます！

- ①より暮らしやすいまちをつくるために、地域の様々な人が継続して話し合う場や、取組を進めるための体制をつくります。
- ②地域や個人の困りごとの解決のために、区役所・関係機関や、区内の企業など、様々なチカラがつながり合う仕組みをつくります。

### 菅田地区別・地域福祉保健計画

### 「助け合えるまち 交流のあるまち 菅田」

目標1 ○みんなで集える機会をつくろう

目標2 ○見守りの輪を広げよう

目標3 ○地域の特徴をいかして繋がろう

目標4 ○地域で活躍できる人材を育もう

#### 1 地域福祉保健計画を推進することこそが、地域ケアプラザの使命と考えています

- ① 地域福祉保健推進を推進するために、地域や区・関係機関とともに様々な取組を行うことが地域ケアプラザの最も重要な使命と考えています。
- ② そのために地区社協・民生委員等と日頃から綿密な連携を取っていきます。

#### 2 地区支援チームとの連携

- ① 区役所・区社協・地域ケアプラザの3者の地区支援チームにより、地域と話し合いながら地域課題の解決に向けて取り組みます。
- ② 地区支援チームとして、様々な課題について地域との話し合いの場である「地区懇談会」を必要に応じて開催します。
- ③ 地区支援チームは継続的な協議の場を持ち、地域ケアプラザは日頃の事業活動の中で把握した地域の情報を提供し、逆に区や区社協・地域からも情報をもらっています。

#### 3 地域との連携により、地域福祉計画に掲げられている様々な事業に取り組みます

- ① 高齢者支援・子育て支援・障がい者支援に関する様々な自主事業を行います。
- ② 高齢者・子育て・障がい者に関する様々な情報を地域に発信し、地域からの意見等を受け止め関係機関、区等と連携して対応して行きます。

#### 4 日頃の業務における連携

- ① 様々な個別ケース対応や啓発事業等で、また、神奈川区徘徊高齢者SOSネットワークや児童虐待防止ネットワークなどの場面で必要に応じ、区役所と連携しチームの一員として、それぞれの役割分担のもと行動していきます。
- ② 地域ケアケアプラザは、毎年事業報告・事業計画を区に提出しています。又、年度末に区から事業の評価を受ける中で様々な意見交換を行い、事業の方向性について検討していきます。

## (2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

### ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

#### ＜自主活動化に向けての基本的考え方＞

○高齢・子育て・障がいの各事業については、自主企画事業から地域の方による自主事業に発展するよう働きかけていきます。

○各事業が、自主事業化するまでの一定期間は、プラザとして支援していきます。

### 1 高齢者向け事業、介護予防事業、健康づくり事業について

高齢者が多く、斜面が多いという地域特性から、いつまでも健康で生活が続けられるよう、介護予防事業・健康づくり事業に今後も積極的に取り組んでいきます。

#### ＜ウォーキング＞

主	フレイル予防	スクエアステップ・あおぞら盆踊り体操・ひるラジ
な	詩吟・童謡教室	口腔ケア・呼吸機能向上
取	各種医療健康講座	骨粗鬆症・脳血管疾患・認知症予防 他
組	各種サロン開催	フレイル予防を目的とした太極拳・転倒予防教室 他



### 2 子育て支援関連事業について

地域における子どもの数は若干少ないですが、元気な子ども達の声が聞こえる街、子ども達や子育て中の家庭が暮らしやすい街、明るい街づくりを目指していきます。

#### ＜ComeComeひろば＞

主	ふれあいおやこひろば	乳幼児親子のふれあいを目的とした活動
な	ComeComeひろば	放課後等子供達が安心して過ごせる居場所づくり
取	輝け菅田の子フェスティバル	餅つき体験や昔遊び等を通じて多世代が交流できる場
組	かなちく子育て応援タイム	地域子育て支援拠点等と連携し乳幼児親子対象の活動



### 3 障がい関連事業について

地域内には障がい施設も多いことから、障がい児・者を支えるボランティアの育成や地域と障がい児・者が交流し合える心のバリアフリーを目指して取り組んでいきます。

#### ＜福祉総合学習＞

主	なかよしキッズすげた	障がい児の夏休み余暇支援・自立支援・養育者の息抜きを目的とする
な	ほっとサロンシュガー	障がい者の仲間づくりや社会参加等を目的とする
取	精神保健啓発講座	精神保健に関する地域住民の理解を促進するための講座



### 4 自主活動化について

介護予防を目的とした事業に関しては、自身で団体を運営できるように一定期間サポートを行い、自主化を行っています。障がい関連事業等については、当事者の自主運営が困難と思われる場合は、ケアプラザの事業として継続し実施していきます。

#### イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

貸室部分の利用者は、年間で10,722人 1日平均 約30人。

利用者数は、若干増加傾向にある。時間帯別では平日の午前の利用率が最も高く、夜間は利用率が低い傾向にある。

〈貸室の部屋別年間利用率の推移〉

貸室	R5年度	R4年度	R3年度
多目的室	40%	34%	26%
調理室	6%	2%	0%
地域交流室	5%	6%	7%
ボランティアルーム	23%	21%	22%
年間利用者延人数(人)	10,722	7,142	5,239

〈R5年度貸室利用率〉

貸室	午前	午後1	午後2	夜間
多目的室	38%	56%	43%	26%
調理室	9%	10%	7%	0%
地域交流室	3%	7%	4%	0%
ボランティアルーム	16%	36%	15%	1%

地域ケアプラザの様々な事業等について、できる限り広報を行いプラザに親しんでいただくとともに、プラザをできる限り利用していただくよう努めています。

#### 1 広報紙等による広報

地域ケアプラザ広報紙「すげたッチ」(年11回)  
や自主事業等のチラシによる広報によって、貸室の利用者が増えるよう呼びかけていきます。  
(施設内配布、他に区・郵便局等の公共施設へ配布、自治会の回覧や掲示板への掲示、地域医療機関・薬局・スーパーへの配架依頼、サロンなど地域活動先等)



#### 2 ホームページによる広報

地域ケアプラザ広報紙「すげたッチ」の他、「夜間閉館案内」を掲載しています。

#### 3 利用者団体連絡会における情報提供

貸館利用者団体交流会を通して貸室についての意見交換及び空き室についての情報提供をしています。

#### 4 サブコーディネーター会議

毎月1回、所長・地域活動交流コーディネーター・サブコーディネーターが参加し、地域活動交流の事業の確認と普段の業務での意見交換を行い、利用者が快適に利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。

#### 広報以外の利用率向上や効率的な施設貸出の方法等

- 1 自主事業の開催回数を増やすことにより利用者数の増に努めています。
- 2 地域団体・地域ケアプラザ利用団体へのより積極的なPRにより利用促進に努めています。  
特に夜間利用については積極的に進めています。
- 3 貸室は、利用が終了した際に部屋の清掃まで含めて「お部屋ご利用確認シート」で利用者と職員が確認をして、次の方に気持ちよく使っていただけるようにしています。
- 4 ケアプラザ入口に貸館利用団体紹介ブース、夜間閉館お知らせ等ケアプラザの貸館状況をわかりやすく掲示しています。

## ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

### 1 ボランティア登録者数（令和6年3月）

デイサービス、その他：42人

### 2 菅田安心ボランティア（菅田地区社協主体）（令和6年3月、活動回数は令和5年度）

ボランティア登録者数：31人 実施件数：280件

主な活動：草取り、剪定、清掃、修理、障子、網戸の張替え等

○地域ボランティア活動の担い手育成は、地域ケアプラザに求められる重要な役割です。

○地域ケアプラザでは、ボランティアの発掘・育成に加え、毎年「ボランティアデビュー講座」を開催し、地域のニーズに沿った講座内容等を考えております。自主事業、福祉教育その他様々な方法でボランティア育成に努めています。

#### 1 地域ケアプラザとしてのボランティアの登録・育成

ボランティア活動を希望する方の登録や登録団体の活動発表の場（「すげたふれあいまつり」等）を作り、ボランティア活動の支援に努めています。

#### 2 「菅田安心ボランティア」の取組

「菅田安心ボランティア」は支援が必要な方からのちょっとした困りごとを地域のボランティア活動によって解決していく、ボランティアデビュー講座から立ち上げた大切な取り組みです。電話当番と調整役を地域ケアプラザと地区社協で分担し、年2回の中間報告会・総会でも事務局の役割を引き受けています。今後もボランティアデビュー講座を開催し、ボランティアの支援や育成に努めています。

#### 3 自主事業によるボランティア育成と活動の自主化の促進

- ① 食事会などを開催し、参加者がグループ活動として自主化していくよう支援しています。また、これらのボランティアが地域の行事への参加を通じて、地域における活動につながるよう自治会等の地域団体への橋渡しをしていきます。
- ② ボランティアの交流会を開催し、ボランティアのネットワーク化に取り組んでいきます。

#### 4 福祉教育により、将来ボランティアになる可能性のある若者の育成

- ① 小学校から総合学習・クラブ活動の依頼があり、その中で福祉教育や地域の方との交流・地域ケアプラザの機能等を知ってもらえる機会につながっています。
- ② 中学生ボランティア支援事業「ちょいボラサポートーズCLUB」は、近隣地域の4中学校を対象に、近隣4地域ケアプラザが年間を通してボランティア活動の機会を提供し、地域とのつながり・ボランティア活動や福祉についての理解を深めていただくように取り組んでいきます。

#### 5 区社会福祉協議会（区社協）との連携

地域ケアプラザはプラザエリア内でのボランティア活動を支援していますが、区社協が区域全体のボランティアセンターの役割を担っていますので、定期及び随時に情報交換し、ボランティア活動の支援・ボランティアの育成に連携して取り組んでいきます。

## エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

### ＜地域ケアプラザ登録状況＞ 令和5年度末

- 1 福祉保健活動団体数 20団体 利用者数 3,552人(高齢者、障害者、子育支援等の当事者団体)
- 2 福祉保健支援団体数 3団体 利用者数 450人(地域各種団体や福祉保健ボランティア団体)
- 3 登録ボランティア数 42人

### ＜地区内の人材＞

自治連合会：1 自治会：8 地区社協：1 地区民児協：1 地区民児協委員：15人  
保健活動推進員：9人 シニアクラブ：3クラブ

## 地域における活動団体や人材等の情報収集・把握

### 1 地域ケアプラザへの登録時に把握

- ① 貸室申し込み時に、福祉保健活動団体(高齢者・障害者・子育支援等の当事者団体)、福祉保健活動支援団体(地域各種団体や福祉保健ボランティア団体)の登録を行っていただきます。
- ② その際の登録情報によって、団体名・活動内容・会員数等を把握します。
- ③ プラザのボランティア登録時に情報(氏名・住所・希望活動内容等)を把握します。

### 2 地域の各種団体等における人材の把握

- ① 地域の自治会・民生委員等各種団体との連携の中で人材を把握していきます。
- ② 地域ぐるみの行事や会議等に積極的に参加し人材を把握していきます。
- ③ 福祉保健活動団体同士の情報交換会や活動紹介を行い、地域の「つながり」を作っていきます。

### 3 関係機関との連携による活動団体や人材の把握

- ① 神奈川区社協では、補助金申請の中で福祉保健活動団体の情報を保有しています。神奈川区のカンファレンス等を通じて連携し、関連する情報の把握をしていきます。
- ② 神奈川区社協が考案した支え合いマップの活動が「あおぞらサロン」へつながり、そこへ地域ケアプラザが連携する事で情報の把握等を行っていきます。

### 4 介護に関して地域を支える人材の把握

- ① 介護の事業者連絡会等への参加により、地域を支える介護人材を把握していきます。
- ② 地域で行われる認知症サポートー養成講座等により人材を育成していきます。

## 地域における活動団体や人材等情報の活用・情報提供等

### 1 地域や関係団体、関係機関への情報の活用

地域ケアプラザは、地域団体等が事業実施を通して得られた情報や、区や関係機関との連携を通して得られた情報を、必要に応じて地域や関係団体、関係機関へ提供し、それぞれの円滑な事業の実施に役立て、支援していきます。

### 2 地域ケアプラザ事業における情報の活用

地域ケアプラザで事業を実施する際、把握した団体や人材の情報を活用していきます。

### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

#### ＜生活支援体制整備事業とは＞

- 2015年に改正介護保険法がスタートし、介護保険の給付事業であった要支援者の訪問介護や通所介護が、市町村の事業（総合事業）となりました。
- そのことにより、従来の介護事業者によるサービス提供だけでなく、地域住民主体の訪問・通所サービスや見守りや配食等の生活支援サービスが、介護保険法に「介護予防・日常生活支援総合事業」として位置づけられました。
- 同時に、地域住民等やNPO・民間企業等による訪問・通所サービス、見守り・配食等の生活支援サービスが、地域の高齢者等に提供されるよう支援する「生活支援体制整備事業」も包括的支援事業に位置付けられました。
- 横浜市では、従来から包括的支援事業である地域包括支援センター機能は、地域ケアプラザが担っているため、生活支援体制整備事業は、プラザが中心となって行うことになりました。
- これからは、公的な介護サービスだけでなく、地域住民など様々な主体が行う活動によって、地域の高齢者や要介護者を支えることが求められています。



＜厚生労働省資料より＞

#### ＜基本的考え方＞

- 地域ケアプラザのあらゆる機能・場面を通じて高齢者の生活ニーズを把握していきます。
- 特に、菅田地区社会福祉協議会・菅田地区ボランティアセンター活動を通じてニーズを把握し分析していきます。
- 地域行事等には必ず参加しながら、地域住民との顔の見える関係づくりを重視し、気軽に相談できる体制作りを行います。

- ① 生活支援体制整備事業の推進は、第一義的には、生活支援コーディネーターがその役割を担うこととされています。
- ② しかし、横浜市地域ケアプラザにおいては、地域活動交流事業として地域のニーズや課題の把握・社会資源の把握・ボランティアの育成・地域住民による活動（ミニデイサービス、居場所

づくり、配食・会食サービスなど)の支援が、地域活動交流コーディネーター等によって行われてきました。

- ③ そのため、生活支援コーディネーターは、地域活動交流コーディネーターと密接に連携して生活支援体制整備事業を進めていきます。
- ④ また、地域ケアプラザの各部門の職員は、様々な活動場面で高齢者のニーズや地域のニーズに日常的に触れており、それらの活動の中から高齢者等のニーズを汲み取り、生活支援コーディネーター等と共有していきます。
- ⑤ 具体的には、以下の日常的事業で住民意見等から高齢者等のニーズを把握していきます。
  - ・地域ケアプラザの窓口での相談や訪問の中から
  - ・地域活動交流事業としての自主事業の中から
  - ・民生委員・保健活動推進委員等地域団体での共同の取り組みの中から
  - ・包括支援センター職員等による地域における様々な講座等の中から
  - ・ケアマネジャーによる要支援者・要介護者・家族への個別支援の中から
  - ・通所介護における利用者・家族との触れ合いの中から
  - ・あおぞらサロンに毎回参加し、参加者と顔の見える関係づくりを行う中から
- ⑥ 菅田安心ボランティア事務局をプラザが担っているため、様々なボランティアの依頼の中から高齢者のニーズを把握し、包括等関係機関につなげていきます。
- ⑦ 現在2ヶ所の大規模団地で開催している「地区懇談会」を他の地区でも開催し、そこで出される意見や細かい地域情報からニーズを把握していきます。
- ⑧ 未実施の地域の「住民支え合いマップ」作りを住民と一緒に進めていきます。
- ⑨ また、生活支援体制についての内容・取組み・地域の現状等について、引き続き自治連合会、地区社会福祉協議会をはじめとした地域内の関係団体に説明し、広く理解をいただきながら、地域ニーズの把握や情報の共有化を目指します。

＜地区懇談会＞



#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

##### ＜基本的考え方＞

- 地域ケアプラザのあらゆる機能、あらゆる場面を通じて、地域活動等の社会資源を把握・分析していきます。
- 把握した社会資源等のリスト化・マップ化等を行い、地域や関係団体・関係機関と共有化できるように取り組みます。
- インフォーマルサービスの情報収集に努め、地域に還元できるようにします。

- ① 区役所や区社会福祉協議会の方針に基づき、資源情報リストの作成に取り組みます。
- ② 自治会、民生委員・児童委員、保健活動推進員等の地域の関係者会議に積極的に参加し、地域情報の収集に努め、包括・地域交流各部門と情報共有します。
- ③ これらの地域情報に基づき地域活動・サービスリストを作成し、地域資源のより正確な把握と活用を目指すとともに、地域内の今後の目標設定や既存団体の支援を図ります。
- ④ 地区社協・自治会で行っている事業・サロンを把握し、地域の強みや特徴を活かした事業支援に取組みます。
- ⑤ 背田安心ボランティアの事務局を担う中で、生活全体の中での問題点・ニーズの把握を行い、必要があれば包括・関係機関と連携をします。又、新規担い手の発掘・育成などを支援します。
- ⑥ 地域活動・サービスデータベースシステム（「Ayamu」地域介護）を基本とした生活支援の様々なサービス情報を集約し、地域に還元していきます。
- ⑦ 背田町全体のニーズ調査ではなく、地区ごと（自治会単位）のニーズ調査を行っていきます。そのために「住民支え合いマップ」「地区懇談会」を通して、地域住民にとって「身近な問題」として捉えてもらえるようにしていきます。
- ⑧ 生活支援体制整備事業に係るNPO法人や関係機関等と連携しながら社会資源の把握・分析を行っていきます。

#### ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

##### ＜基本的考え方＞

- 「地区懇談会」（協議体）は、地域住民を中心に関係機関を巻き込みながら、地域に開かれた形で実施していきます。
- 身近な地域支援を考えることや学習会を継続的に開催することで、幅広い参加者とともに 目指すべき地域像を共有することに取り組んでいきます。

- ① 2ヶ所の大規模団地で実施している「地区懇談会」は地域住民にとって身近な問題として捉えてもらう良い機会だと思います。実績としては「野菜移動販売」「ワンコイン見守り隊（ゴミ出し支援）」「ダイエー移動販売」につながっています。
- ② 地区懇談会は自治会単位が住民にとって受け入れやすいと思われ、今後も自治会単位で実施すべく、事前に関係者と十分な打ち合わせを行い実施に向けて検討していきます。
- ③ 地域で実施している事業の担い手の負担軽減を鑑みながら、新たな手法なども探るとともに、生活支援事業を町内会・自治会活動等との連携を図りながら構築・拡張していきます。

## エ 高齢者の生活上のニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

### ＜基本的考え方＞

- 生活支援・地域活動交流コーディネーターを中心に、地域包括支援センター職員等と連携しながら、継続的に地域団体、事業者等と話し合いを重ねることで活動の創出等に取り組んでいきます。
- 地域活動の担い手となる人材が不足していますので新たな人材の発掘・育成に取り組み 地域活動創出の支援を行います。

- ① 資源開発のために今後も市民参加型の研修に参加し、地域の資源になる人材や場所を発掘していきます。
- ② 地域包括支援センターとコーディネーターが連携して講座や研修等を行い、担い手となる人材や団体を発掘し、自主的活動への支援を進めます。
- ③ 「菅田安心ボランティア」については、事務局として調整役との連携の中、ボランティア登録者数の増、高齢化しているボランティアの支援と新たな担い手の育成を目指していきます。
- ④ 区役所・区社協・住民生活区域である若竹苑地域包括支援センター（神奈川区）・鴨居地域ケアプラザ（緑区）・東本郷地域ケアプラザ（緑区）・城郷小机地域ケアプラザ（港北区）等他の地域ケアプラザ・事業者と連携し、より広域の生活支援課題を情報収集・共有し、自治会長はじめ地域の支援者の方々、関係機関の多職種の担い手と連携を図りながら課題解決に向けて事業を推進していきます。
- ⑤ 「地区懇談会」（協議体）で区役所・区社協はもとより、団地管理運営会社・地元商店・地域住民より情報交換・議論を進め、地域に必要な生活支援策を引き続き探ります。
- ⑥ 今後も菅田地区社会福祉協議会を中心に地域包括支援センターと地域活動交流コーディネーターと連携し認知症研修・健康講座等を行い、出席者の中から居場所づくりや新たなボランティアへの意欲を引き出し、生活支援事業へとつなげていきます。
- ⑦ 地域において交通手段・移動手段の課題が多くみられます。必要なサービスの創出について地域・関係機関と協議を行っていきます。

＜菅田安心ボランティア＞



＜あおぞら盆踊り体操＞



＜市営住宅移動販売＞



#### (4) 地域包括支援センター運営事業

##### ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

総合相談・支援事業									
＜総合相談件数＞令和5年度									
電話等 1,441 件		来所 564 件		訪問 423 件		その他 19 件		合計 2,447 件	
介護保険	介護予防事業	認知症	行政サービス	インフォーマルサービス	介護・医療	施設入所入院	権利擁護	日常生活課題等	合計
967 件	38 件	310 件	11 件	137 件	682 件	135 件	184 件	1,308 件	3,772 件

※相談内容については重複

＜基本的考え方＞

○総合相談支援業務では、窓口・電話・訪問等により、高齢者・家族・地域団体・介護事業者等様々な相談者から、日常生活の困りごと・介護保険の相談・生活の支援等多様な相談を全て受け止める地域の支援の入り口ともいえる役割を担っています。

○相談によって受け止めた課題は、地域包括支援センターのみで解決できる場合もありますが、必要に応じて、区役所・区社協・関係機関・地域団体等へつないでいきます。

○相談を受け止め、課題を解決するため、様々な社会資源を把握・活用していきます。

##### 1 個別相談への対応及び関係部門・関係機関へのつなぎ

- ① 窓口や電話での相談、必要に応じ訪問相談等を行い相談者への適切な対応を行います。
- ② 介護保険に関する相談が最も多いので、制度説明・要介護認定の支援を行うとともに、居宅介護支援事業者と連携して利用者の希望に沿いながら適切な介護サービスが受けられるよう支援していきます。
- ③ 地域包括支援センターは高齢者への支援を行うため設置されたものですが、介護保険等高齢者の相談等を受けるだけでなく、こどもや障がい者に関する相談があった場合は、まずは相談を受け止め、必要に応じて適切な関係機関へつないでいきます。

##### 2 出張相談等

- ① 出張相談会の開催や地域サロン等、地域に積極的に出向くことで相談の早期発見・早期対応・予防的対応ができるよう取り組んでいきます。
- ② 地域住民を対象に認知症の勉強会や、消費者被害の予防対策など生活に身近な問題を啓発するための出前講座等を開催していきます。

##### 3 地域の特性の把握、地域における社会資源の把握とネットワーク化

- ① 相談の中から地域の課題を把握し、部門間で連携して解決方法を検討していきます。
- ② 地域における高齢化・少子化の状況・独居者の増加傾向・町内会ごとの特性等を把握します。
- ③ 地域の組織・福祉保健団体・人材を把握し、これらのネットワーク化を図っていきます。

## イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### 認知症支援事業について

#### ＜基本的考え方＞

- 高齢者、特に75歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症患者数も増えています。
- 認知症になっても地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の方と連携して認知症の方を支える取り組みを行います。
- 認知症を多くの方に正しく理解していただくため、様々な啓発事業を継続的に行います。
- 認知症の方の介護に関する不安を軽減するため、家族を支援するための取り組みを行います。

#### 1 認知症患者数の推計

(厚生労働省公表推計：図表3-2-11)

年	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計人数/(率)		517万人 15.2%	602万人 16.7%	675万人 18.5%	744万人 20.2%	802万人 20.7%	797万人 21.1%	850万人 24.5%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計人数/(率)	462万人 15.0%	525万人 15.5%	631万人 17.5%	730万人 20.0%	830万人 22.5%	953万人 24.6%	1016万人 27.0%	1154万人 33.3%

上記の65歳以上高齢者に占める認知症高齢者比率を当てはめた場合の認知症患者数推計

神奈川区全体	2024年	菅田町	2024年
高齢者数	53,637人	高齢者数	4,829人
認知症患者数 推計 (対65歳以上比率)	6,489人 (12.1%)	認知症患者数 推計 (対65歳以上比率)	746人 (15.4%)

#### 2 認知症の方を地域で支えられる仕組みづくり

- ① 窓口や電話での相談、必要に応じ訪問相談等を行い、相談者・家族への適切な支援調整を行います。
- ② 介護保険の代行申請も行い、又適切な関係機関へつないでいきます。
- ③ 認知症高齢者が行方不明になった場合、迅速に身元の確認が出来るよう「神奈川区みまもりキーホルダー」や「神奈川区徘徊高齢者SOSネットワーク」の登録について地域に普及していきます。また、早期発見・早期保護するための協力も行っていきます。
- ④ 横浜市「チームオレンジ」の理解促進を図るとともに、認知症の人や家族の希望や願い・困りごとを把握し、その実現や解消に向けた活動を展開していきます。

#### 3 認知症の正しい理解のための普及啓発

- ① 地域住民を対象に、施設協力医による「認知症の相談会」を実施していきます。
- ② 地域向けに、また小中学校の生徒向けに認知症サポーター養成講座を実施していきます。

#### 4 認知症の方の家族を支える取り組み

- ① 認知症高齢者を抱える家族の約半数は介護の負担を感じています。孤立予防のための「町内会でのサロン」や介護者の孤立感解消と介護の精神的負担軽減のための「介護者のつどい」を定期的に開催していきます。
- ② 認知症初期集中支援チームと連携し、軽度の段階から必要な治療や支援につなぎ認知症の進行を遅らせたり、家族支援に取り組みます。

#### 5 消費者トラブル防止のための取り組み

認知症高齢者は、消費者トラブルの被害を受け易いためトラブルに防止のための取り組みは、重要です。消費者トラブル防止のための取り組みは38頁に記載します。

## ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### 権利擁護事業について

#### ＜基本的考え方＞

- 困難な状況にある高齢者の権利を守り、尊厳のある生活を維持し、安心して生活することができるよう関係機関や地域と連携して権利擁護事業に取り組みます。
- 家族による虐待が疑われる場合は状況をよく把握し、速やかに区に報告します。区と連携して必要に応じて虐待家庭を訪問するなど、虐待防止についての適切な対応を行います。
- 判断能力の低下した方について、成年後見等の制度を適用するための支援などを行います。
- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者を守るため、消費者被害の防止のための啓発事業等を行います。

#### 1 高齢者虐待等の早期発見、区と連携した対応

- ① 地域包括支援センターの役割として、住民・民生委員・介護事業者などからの様々な相談・情報・通報によって、高齢者虐待等（の恐れ）を発見する役割を担っています。
- ② 虐待の恐れを把握した場合は、本人の状況・養護者の状況・介護サービス利用状況と関係者の有無、虐待の疑いのある状況を確認します。
- ③ 虐待の場合、緊急避難先となる介護保険施設等への「やむをえない措置」入所の権限は区にありますので、把握した虐待に関する情報は、直ちに区の高齢者支援担当に報告します。
- ④ 区の指示に基づき、必要に応じ民生委員の方とも連携、訪問等による状況確認や支援を行います。
- ⑤ プラザの職員は、直接的には地域包括支援センター職員（社会福祉士）が虐待についての担当となります。他の職員についても職員全員に対する虐待防止研修を定期的に行い、虐待に関する意識を高めていきます。

#### 2 判断能力の低下した方のための「成年後見制度」や「区社協あんしんセンター」の活用等

- ① 認知症などによって判断能力を欠く場合、介護サービスの利用や金銭管理・法律行為を行うための仕組みとして成年後見制度があります。
- ② また、成年後見制度の適用までいかないけれど、判断能力が十分でない方を支援するための仕組みとして「神奈川区社協あんしんセンター」があります。
- ③ 窓口や電話での相談、民生委員の方や事業者から、判断能力が低下した方の情報を把握した場合は、成年後見制度や区社協あんしんセンターの説明等を行います。
- ④ 家族の中で適切な意思決定ができる方がいない場合など、成年後見制度の利用が必要と判断される場合は、同制度の申し立てに関する支援（裁判所への申し立てに必要な鑑定に関する医療機関との調整、成年後見人を推薦できる団体との調整等）を行います。
- ⑤ 申し立てを行える親族がいない場合等は、区長申し立てが必要になるため区につなぎます。
- ⑥ 区・関係機関で構成する成年後見サポートネットに参加し、事例検討・情報交換を行い成年後見制度等の普及啓発に取り組みます。

#### 3 消費者被害の防止、啓発

- ① 高齢者を狙う悪質商法、振り込め詐欺等の消費者被害対策として、関係機関や民生委員等と連携し、訪問時や地域の会合等の場での啓発チラシの配布・説明等を行っていきます。
- ② 民生委員・ケアマネジャー・介護事業者にも、消費者被害に関する情報を提供し、啓発に協力してもらうとともに、被害の早期発見の担い手を増やしていきます。

#### 4 認知症高齢者への支援

認知症高齢者は自ら権利を守ることが困難なので、その権利擁護業務は重要です。認知症高齢者についての取り組みは37頁に記載します。

## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 様々な課題を抱える高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護サービスだけでなく医療に関する情報や地域の様々な社会資源を活用した「包括的な支援」を行うとともに、生活環境の変化等に応じて「継続的な支援」を適切に行うことが必要です。
- 個々の利用者のケアマネジメントを行うのは居宅介護支援事業所のケアマネジャーですので、ケアマネジャーが適切なケアマネジメントができるよう支援することが包括的・継続的ケアマネジメント支援です。

#### 1 ケアマネジャーが包括的・継続的ケアマネジメントを行うための環境づくり

- ① ケアマネジャーが包括的なケアマネジメントを行うためには、事業者による介護サービスだけでなく、利用者の医療に関する情報やインフォーマルサービス（地域住民によって行われている活動）を活用することが重要です。
- ② 介護施設も含めた介護サービス事業者情報・医療機関に関する情報だけでなく、地域のインフォーマルサービスに関する情報を把握し、それらの情報をケアマネジャーに提供することにより、包括的・継続的ケアマネジメントを支援します。インフォーマルサービスについては、今後生活支援コーディネーターとも連携し、地域活動・サービスデータベースシステムの有効活用を進めていきます。
- ③ ケアマネジャー・医療関係者・インフォーマル団体との情報交換会や研修会を開催して、関係機関との連携体制をつくっていきます。

#### 2 ケアマネジャーに対する個別支援

- ① 電話・メール・居宅介護支援事業者への訪問などによって、個々の事例対応や制度についてケアマネジャーの相談相手になり、ケアマネジメントへの支援を行います。
- ② 支援困難事例についてはケアマネジャーの相談相手となり解決の糸口をともに考えること、ケアマネジャーを支援できる窓口を照会すること、必要に応じて同行訪問することなどによってケアマネジメント支援を行います。
- ③ 新任のケアマネジャーは、不安を抱えている場合が多いので、適切なケアマネジメントが行えるよう、支援の方向をともに考えるなどによりケアプランの作成指導を行います。

### 在宅医療・介護連携推進事業

- 介護保険法改正によって、医療と介護の連携の推進が包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に位置づけられ、地域包括支援センターがその役割の一部を担うことになっています。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えてます。2024年3月現在で神奈川区高齢化率は21.93%であり、菅田町は平均を大きく上回る30.14%となっています。
- 75歳以上高齢者は、医療や介護が必要になる割合が高く、病院や介護施設のベッド不足等から在宅者が増えていきますので、医療と介護が連携して在宅で支えることが必要になります。

#### 1 要医療・要介護者を支援するための医療と介護の連携

- ① 在宅の要医療・要介護者のケアプランを作成する際、訪問介護や通所介護等の介護サービスとともに訪問看護サービス等の医療系サービスをケアプランに組み入れます。
- ② 定期的に行われるサービス担当者会議などの場面で、医療サービス担当者から利用者の病気・治療に関する情報や介護時の医療面からの助言などの情報提供を受けます。

- ③ 介護サービス担当者は、サービス提供時の利用者に関する情報で気づいた点などの情報提供を医療サービス担当者に行います。
- ④ また、入院中の要医療・要介護者が退院する際、スムーズに要介護認定を申請することや在宅介護サービスを受けられるよう介護サービス事業者と調整することが重要です。
- ⑤ そのため病院とも連携し、病院から在宅へのスムーズな移行を支援していきます。

## 2 連携のための医療・介護関係者の相互協力体制の構築

- ① 医療・介護従事者が、連携して要医療・要介護者の支援を行うためには、医療・介護従事者が相互の役割を理解することが重要です。
- ② 区内主任ケアマネジャー連絡会と合同で、医師会・薬剤師会・医療相談担当者（MSW 等）との情報交換会や研修会を開催していきます。
- ③ 上記検討会に地域の訪問看護師連絡会・訪問介護事業者連絡会・在宅医療連携拠点等の関係者の参加を促して、情報交換や連携方法の検討等を行い、地域の医療と介護に関する協力体制を築いていきます。
- ④ 地域ケア会議や研修会への医療機関等の参加を依頼し、密接な連携が取れるよう顔の見える関係を構築します。

## 3 医療や介護に関する地域の方への啓発事業

地域ケアプラザにおいて、同じ法人である東神奈川にある一般病院及びリハビリテーション専門病院の医師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士・管理栄養士・歯科衛生士等に依頼して、地域向け医療講座を開催するとともに介護に関する説明会等を実施し、医療や介護に関する正しい知識の啓発に努めます。

### オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- 国は、地域包括支援ネットワークを構築するための有効な手法として、地域ケア会議を位置づけました。
- 地域ケア会議は、「高齢者個人に対する支援の充実」と「それを支える社会基盤の整備」を同時に推進し、「地域包括支援システムを」実現させるための重要な手法として期待されています。
- 地域ケア会議は、「個別レベル」「日常生活圏域（包括）レベル」「区レベル」等の会議があり、それぞれのレベルでネットワークの構築を進めることとされています。

## 1 個別レベルの地域ケア会議の開催

- ① 個別課題のケア会議を開催して、利用者の自立支援と担当ケアマネジャーの業務支援を行います。
- ② 利用者の方が住み慣れた地域で生活していくためのシステムについて、参加者と検討しその手法を参加者が地域に持ち帰り共有することで、地域包括ケアシステムの基盤の構築につなげます。

## 2 日常生活圏域（包括）レベルの地域ケア会議の開催

- ① 個別課題の解決や地域課題の抽出を行うために、関係する地域の医療・介護・インフォーマルサービスを含めた多職種が参加する地域ケア会議を開催します。
- ② 会議で抽出された課題や対応方法を共有し、地域課題を反映したネットワークの構築を協働して進めるとともに地域におけるインフォーマルサービスの開発等について検討します。

## 3 区レベルの地域ケア会議への参加

区レベルの地域ケア会議に参加し、区内の医療・保健・福祉の関係者が日々の業務でより連携が図りやすくなるよう業務上の課題や制度改正等の必要な情報交換を行います。

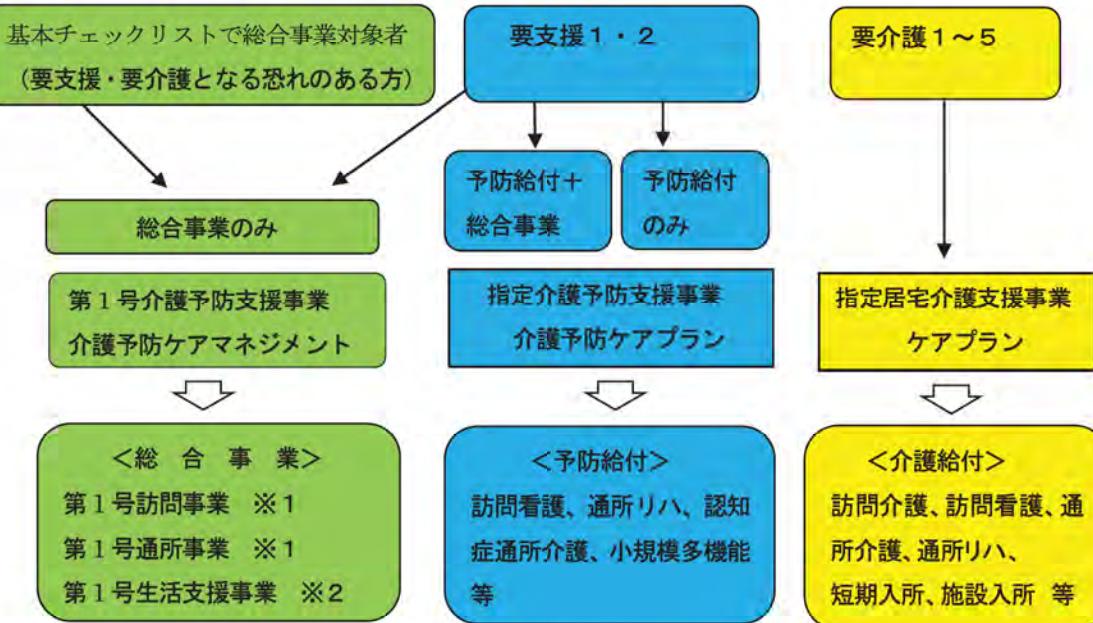
力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について  
事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び  
具体的な支援内容の計画について記載してください。

#### ＜指定介護予防支援事業とは＞

- 要支援者が介護予防給付（サービス）を受けるために、どのサービスを、どれだけの時間・回数を提供するかについて、サービス利用者の状況等を踏まえて検討し、計画を立てます。
- 要支援認定者のうち、「予防給付のみ」「予防給付+総合事業」を利用する方のプランを、介護予防ケアプランを言い、同プランを作成する事業を「指定介護予防支援事業」と言います。

#### ＜第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）とは＞

- 基本チェックリストによって抽出された「要支援等になる恐れのある方」及び「要支援認定者」で「総合事業のみ」を受ける方のプランを作成することを介護予防ケアマネジメントと言い、同プランを作成する事業を第1号介護予防支援事業と言います。



※1 従来の介護事業者が提供する訪問介護、通所介護に加え、住民主体の訪問型、通所型サービスも含む

※2 住民ボランティア等が行う見守り、栄養改善を目的とした配食サービス等

#### ＜介護予防ケアマネジメント＞

##### 1 基本チェックリストによる要支援・要介護となる恐れのある方の把握

- ① 相談するきっかけとなるよう、地域の様々な場面で介護予防の情報を発信していきます。
- ② 様々な相談業務や地域行事等の中で生活が不活発となっている高齢者を抽出します。
- ③ 基本チェックリストを使い、機能低下リスクを判定するとともに介護予防啓発に努めます。
- ④ 基本チェックにおける総合事業対象者及び要支援者で総合事業のみを利用する方については、何故生活機能が衰えているのかをアセスメント（課題分析）し、必要に応じて担当者会議を開催し、生活機能改善の目標を定めて介護予防のための介護予防ケアマネジメントを行います。
- ⑤ 要介護等の恐れのある方が要支援者になっても、継続したケアマネジメントを行います。

## 2 介護予防ケアプラン・介護予防ケアマネジメント対象エリア=菅田地域包括支援センターエリア

- ① 菅田地区の地域ケアプラザが担当する地域包括支援センターエリアは、菅田町です。  
※上記は、地域包括支援センターのエリアで、プラザ貸室の利用はエリア外でも可能です。
- ② 菅田町の包括エリア内のすべての介護予防ケアマネジメント・介護予防ケアプランの作成は、すべて地域ケアプラザが作成します。(ケアプランの一部を居宅介護支援事業者に委託します。)

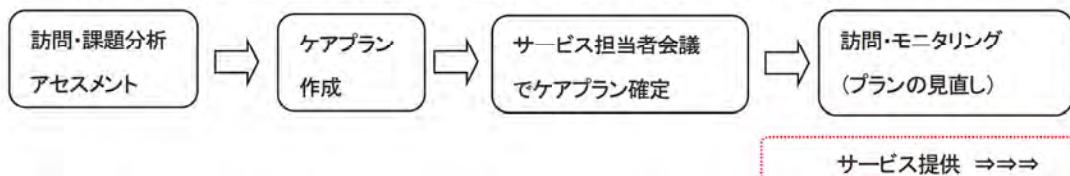
## 3 介護予防ケアプラン及び介護予防ケアマネジメントの作成実績

年度／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和3年度	169	164	163	168	169	174	175	182	181	181	181	180	2,087
令和4年度	183	177	175	184	181	179	181	183	185	185	182	183	2,178
令和5年度	187	177	175	178	175	179	177	168	182	175	180	174	2,127

## 4 具体的な支援内容の計画作成方法

### (1) 介護予防ケアプラン及び介護予防ケアマネジメントの作成等の流れ

- ① 高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、個人の生活に合わせて総合的な支援を行うとともに、住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう支援していきます。



- ② 介護予防ケアプランも介護予防ケアマネジメントも基本的には、同じ流れで、課題分析、プラン検討、作成が行われます。
- ③ しかし、介護予防ケアマネジメントでは、担当者会議の省略、モニタリング頻度を減らす、初回のみのケアマネジメントとするなど簡略化したケアマネジメントとなる場合があります

### (2) 地域の様々な資源の活用

- ① サービス事業者、保健、医療、福祉の関係機関、地域のインフォーマルサービス（※）との連携が不可欠なため、共同の勉強会やケース検討会等を通じてネットワークを強化していきます。  
(※公的な介護保険サービスでない、地域団体等による福祉活動・サービス)
- ② 地域ケアプラザ・コーディネーター・民生委員など地域の方とインフォーマルサービスの情報を共有していきます。必要に応じて、地域のインフォーマルサービスもプランの中に位置付けていきます。

## 5 担当職員の確保及び人材育成及び居宅介護支援事業者への業務委託

- ① 該当する地域包括支援センターエリア内の介護予防ケアマネジメント（プラン作成）は、すべて地域包括支援センター職員（保健師職を中心に）が行うことになっています。
- ② 保健師職を中心に主任ケアマネジャー・社会福祉士の地域包括支援センター職員が連携して、介護予防ケアマネジメント・介護予防プランの作成に努めています。
- ③ 但し、プランの一部は居宅介護支援事業者に委託できることとなっていますので、自立に向けた効果的なケアマネジメント実施に係る人員確保のためにもできる限り委託を推進していきます。
- ④ 居宅介護支援事業者への委託の際は、公正中立性を確保するために、サービス利用者の方に選択肢を提示、利用者の方の意見を尊重しつつ委託することによってプランを作成していきます。
- ⑤ 利用者の自立に向けたケアマネジメント能力向上のために、プラン作成担当者向けの研修会を、定期的に開催していきます。
- ⑥ 本研修会においては、介護予防ケアプラン等の委託を行った場合の受託事業所のケアマネジャーの質の向上も図っていきます。

## キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

### ＜介護予防・認知症予防の重要性＞

- 介護保険制度開始以来、軽度認定者の方の増加率が高いと言われています。
- 要介護状態になった原因として軽度の方は、高齢による衰弱・関節疾患・骨折・転倒の割合が高く、徐々に生活機能が低下する廃用症候群に該当する方が多いと言われています。
- また、認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）は要介護認定者の約6割と言われ、団塊の世代の方が75歳以上となる2025年に向け増加が見込まれています。

	要支援者・要介護者	要支援者	要介護者
1位	認知症 16.6%	関節疾患 19.3%	認知症 23.6%
2位	脳血管疾患 (脳卒中) 16.1%	高齢による 衰弱 17.4%	脳血管疾患 (脳卒中) 19.0%
3位	骨折・転倒 13.9%	骨折・転倒 16.1%	骨折・転倒 13.0%

### 介護が必要となった主な原因の構成割合



＜厚生労働省「国民生活基礎調査」2022年＞

### ＜基本的考え方＞

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の方とともに、健康づくりや体力づくりの場を増やしていくとともに、介護予防・認知症予防の啓発に取り組んでいきます。
- また、地域ケアプラザにおける自主事業等も介護予防・認知症予防の観点から様々な事業を展開していきます。

#### 1 地域の方と連携した介護予防・認知症予防の普及啓発

- ① 地域における高齢者の食事会、ミニデイサービス、相談会等に参加して積極的に介護予防の啓発を行っていきます。日常の中で介護予防を意識した生活を行うよう支援していきます。
- ② 地域ケアプラザ内の医療講座等で基本チェックリストを配布して、介護予防の啓発を行います。（地域の自治会館や1人暮らしサロンにおける介護予防の出張講座 等）
- ③ スクエアステップ・太極拳・詩吟など様々な場面で、介護予防・認知症予防の啓発に努めています。
- ④ 地域での啓発推進のため、認知症サポーター養成講座を行いサポーターを増やしていきます。

#### 2 元気づくりステーションやサロン等の実施

高齢の方が体操など様々な活動を通じて、介護予防に取り組む地域のグループ活動「元気づくりステーション」、高齢者の閉じこもり防止のためのサロンや会食サービスなどを地域の方とともに実施していきます。



#### 3 認知症の予防について

- ① 認知症の予防には、身体を動かすこと・指を動かすこと・頭を使うことが重要と言われています。
- ② そのため、地域ケアプラザの自主事業として、認知症予防・介護予防の観点から、スクエアステップ・詩吟教室・太極拳・健康麻雀・転倒予防教室などを開催していきます。

※認知症支援事業については、詳細を37頁に記載しました。

## ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

### ＜地域包括ケアシステムと地域包括支援ネットワーク構築の必要性＞

- ① 2025年には、団塊の世代が75歳以上となります。75歳以上の方は、介護が必要な割合がかなり高いため、要援護や認知症の高齢者が急増することが見込まれています。
- ② 病院や介護施設の入院・入所枠の大幅増は困難であり、多くの要介護者や認知症高齢者の地域での在宅生活を支えるためには、地域包括ケアシステム構築が求められています。
- ③ 地域包括ケアのためには、地域におけるボランティア等のインフォーマルサービスと、行政・医療介護専門職・関係機関等のフォーマルサービスの連携が不可欠です。
- ④ そのためには、多くの職種がネットワークを構築し、地域における共通課題を解決する方策を検討することが求められています。

### 1 地域ケア会議の推進

- ① 地域ケアプラザの圏域を対象に多職種が一同に会し、個別ケースについて課題検討する地域ケア会議（年4回）を開催し、ネットワークを構築していきます。

#### ＜地域ケア会議の参加者＞

- 区・区社協・包括専門職・ケアマネジャー・医師・介護事業者・医療関係者・民生委員等
- ② 個別課題の検討の積み重ねにより、共通する地域課題を発見・把握していきます。

#### ＜共通課題の例＞

- ・ケアマネジャーのサービス計画書に、自立支援の視点を入れるマネジメントの支援。
  - ・困難事例や多問題ケースを、地域の中で共有した問題としてとらえる。
  - ・認知症などによる問題が、地域の関係者のみでは対応が難しくなってきた。
- ③ 共通する地域課題から、インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源が結び付くように、研修会を開催して地域に働きかけていきます。

#### ＜必要な資源開発の例＞

- ・認知症の方の生活問題を見守っていく住民のネットワーク
  - ・地域の方が中心となって、高齢者が参加できるサロンを立ち上げる。
  - ・地域の方が、健康ウォーキングや健康体操など行う場をつくることを支援する。  
⇒地域ケアプラザの各事業を活用し、地域に働きかけていきます。
  - ⇒インフォーマルサービスのケアプランへの位置付けをケアマネジャーに働きかけていきます。
- ④ 日常生活圏域内で解決困難な課題は、区・市レベルでの施策化について提言していきます。

### 2 他職種が集まる様々な場面でのネットワークの構築

地域ケア会議の他、他職種が集まる様々な場面を活用し、ネットワークを構築していきます。

- ①介護サービス担当者会議 ②成年後見サポートネット ③認知症キャラバンメイト連絡会
- ④神奈川区在宅医療連携拠点多職種連携会議 ⑤認知症疾患医療連携協議会 ⑥地区支援チーム
- ⑦専門職における各種研修 等々

## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

### ＜居宅介護支援事業とは＞

要介護認定を受けた方が在宅で介護サービス（訪問介護や通所介護、短期入所等）を受けるためには、どのサービスを、どれだけの時間・回数を提供するか等について、サービス利用者の状況等を踏まえて検討し、計画を立てることが必要です。これをケアプランと言い、ケアマネジャーが作成しますが、要介護1～5の方のケアプランを作成する事業を「居宅介護支援事業」と言います。

居宅介護支援事業 月別延べ利用者数

年度／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和5年度	108	103	101	104	105	104	101	102	100	98	97	105	1,228
令和4年度	104	105	106	108	107	107	103	105	106	104	105	113	1,273
令和3年度	104	102	108	107	105	102	98	99	109	100	110	102	1,246

### 基本方針

○公の施設における居宅介護支援であることを常に意識し、持っている能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、また、緊急対応や必要な介護サービスが適切に利用できるようなケアプランの作成に努めます。  
○利用者の立場に寄り添い、意思を尊重したケアプラン作成に努めます。

## 1 居宅介護支援事業のエリア

地域ケアプラザの指定申請時の届出エリアは、神奈川区（菅田町全域、羽沢町、片倉町、六角橋）・港北区（鳥山町、小机町）・緑区（鴨居、東本郷町）です。区内には多くの居宅介護支援事業者が存在し、利用者は事業者の選択・変更ができます。

## 2 ケアプランの作成

- ① 適切なサービスが利用できるよう、定期訪問やモニタリング等を毎月実施します。
- ② ケアプランに位置付けるサービスが特定の事業者に偏らないよう、利用者による事業者の選択を尊重し、公正中立なプラン作成に努めています。
- ③ 年1回アンケートを行い、利用者の声を支援に生かしていきます。
- ④ 入退院時・カンファレンスや往診時同席など医療との情報共有に努めます。

## 3 地域包括支援センター・関係事業者との連携

令和6年8月1日より介護予防支援の指定を受けました。引き続き介護予防ケアマネジメント作成等を通じ、地域包括支援センターや関係事業者との連携に努めます。

## 4 特定事業所加算

平成23年4月より、特定事業加算を取得しケアマネジメントの質の向上に努めています。  
24時間連絡相談を携帯電話で対応しています。

## 5 ケアプラン作成担当職員の質の向上と公正中立性の確保

- ① ケアマネジメント能力向上に他法人との研修会を年1回主催し、居宅会議を週1回行います。
- ② 介護サービスを位置づける際は、公正中立性を確保し利用者の選択権を尊重します。
- ③ 個人情報漏洩防止に万全の注意を払い、個人情報保護に関する研修を定期的に行います。
- ④ 電話・相談・訪問等では、言葉遣いや態度等丁寧な対応を心がけています。

## (6) 通所介護等通所系サービス事業\*デイありのみ記載

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

### 【通所介護・横浜市通所介護相当サービス】

#### デイサービス（通所介護・横浜市通所介護相当サービス） 月別延べ利用者数

年度／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和5年度	791	853	829	868	795	762	790	787	714	726	744	791	9,450
令和4年度	627	656	671	688	589	721	788	778	708	719	739	828	8,512
令和3年度	715	693	669	706	681	756	760	769	713	679	630	674	8,445

令和5年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者人数	66人	885人	1,761人	4,459人	967人	774人	334人

#### 1 デイサービス運営方針

- ① 利用者が自立した日常生活を営むこと及び家族の介護負担の軽減を目的にサービスを提供します。
- ② 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて通所介護サービス計画等を作成し、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に努めています。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係行政機関・地域の保健医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めています。

#### 2 デイサービスのある1日の流れ

8:30	ご自宅までお迎えにあがります
9:30	看護師が健康チェックを行います 職員がお風呂の介助をします カレンダー作成・ぬり絵などの趣味活動をします 誤嚥防止の食前体操をします
12:00	昼食は手作りです
13:00	楽しいゲームなどのレクリエーションをします
15:00	おやつ
15:30	体を動かす集団体操をします
16:35	ご自宅までお送りします

〈クリスマス会〉



※ 季節に応じて、お花見・夏祭り・敬老会・運動会・クリスマス会・お誕生会など様々な行事を行います。

#### 3 利用者の声を聞き、サービスを見直していく仕組み

ニーズ調査を毎年行うとともにご意見箱により利用者や家族の声に耳を傾け、サービス内容の見直しを行っていきます。

#### 4 デイサービス職員の質の向上、事故防止の取組

- ① 月1回のミーティングで様々な課題を話し合うとともに、介助方法等の勉強会を行います。
- ② 事故防止マニュアルに基づき、ヒヤリハット等の事故防止研修を行うとともに、事故防止委員会で確認・検証を行い、決して事故を起こさない決意でサービスを提供していきます。

#### 5 地域、小中学校、ボランティアとの交流

- ① 近隣の小学校・保育園と七夕・納涼祭等の行事で交流を図るとともに、大学生の介護等体験や実習生を受け入れ交流を図っていきます。
- ② 地域で活動している団体（大正琴・日舞等）を招き敬老会等を行っていきます。

#### 6 広報、利用者数を増やす取組

季節の行事や、献立表などを掲載するデイサービス広報紙（ひだまり通信）を毎月発行し、利用者・家族への情報提供に努めるとともに、地域や他の要介護者、事業者へのPRに努めています。

## (6) 通所介護等通所系サービス事業\*デイありのみ記載

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

### 【認知症対応型通所介護】

#### デイサービス（認知症対応型通所介護） 月別延べ利用者数

年度／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和5年度	149	161	154	146	128	129	139	134	135	133	128	126	1,662
令和4年度	116	119	128	119	116	127	128	140	131	143	137	151	1,555
令和3年度	135	144	139	149	135	136	146	146	111	96	88	96	1,521

令和5年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者人数			72人	426人	637人	241人	81人

#### 1 デイサービス運営方針

- ① 認知症高齢者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた地域において、その有する能力に応じた自立した日常生活を継続できるようにしていきます。
- ② 家族の身体的・精神的負担の軽減を図るための介護、その他必要な援助をしていきます。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係行政機関・地域の保健医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めていきます。

#### 2 デイサービスのある1日の流れ

8:30	ご自宅までお迎えにあがります
9:30	健康チェックを行います 入浴のお手伝いをします 塗り絵やパズルなどや個別で行う機能訓練など行います 昼食前には、ストレッチ体操と口腔体操をします
12:00	昼食は手作りです
13:00	おしゃべりをしながら家事活動やレクリエーション、機能訓練を行っています
15:00	おやつ
15:30	機能訓練指導員による機能訓練を行います
16:35	ご自宅までお送りします

〈かるたあそび〉



※ 季節に応じて、お花見・夏祭り・敬老会・運動会・クリスマス会・お誕生会など様々な行事を行います。

#### 3 利用者の声を聞き、サービスを見直していく仕組み

- ① アンケートにてニーズ調査を行い利用者や家族の声に耳を傾け、サービス内容の見直しを行っていきます。
- ② 年2回「運営推進会議」を実施し、第三者の意見を聞くとともに家族会を開催します。

#### 4 デイサービス職員の質の向上・事故防止の取組

- ① 月1回のミーティングで様々な課題を話し合うとともに、外部より講師を招いて介助方法や認知症についての勉強会を行います。
- ② 事故防止マニュアルに基づき、ヒヤリハット等の事故防止研修を行うとともに、事故防止委員会で確認・検証を行い、決して事故を起こさない決意でサービスを提供していきます。

#### 5 地域・小中学校・ボランティアとの交流

- ① 近隣の小学校・保育園と七夕・納涼祭等の行事で交流を図るとともに、大学生の介護等体験や実習生を受け入れ交流を図っていきます。
- ② 地域で活動している団体（大正琴・日舞等）を招き敬老会等を行っていきます。

#### 6 広報、利用者数を増やす取組

デイサービス広報紙「ひだまり通信」を毎月発行し、認知症やその介護に必要な情報提供に努めるとともに、地域や他の要介護者・事業者へのPRに努めています。

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

#### 地域ケアプラザの運営財源 1 指定管理料

地域活動交流（貸室、自主事業）・地域包括支援センター事業・生活支援体制整備事業・介護予防事業については、横浜市からの指定管理料で運営されています。

#### 1 地域活動交流事業・地域包括支援センター事業・生活支援体制整備事業 (千円)

地域活動交流事業		地域包括支援センター事業 生活支援体制整備事業	
項目	金額	経費に対する考え方	経費に対する考え方
人件費	15,412	所長(兼務1／8)、 コーディネーター(常勤専従1名) サブコーディネータ(非常勤4名)	所長 (3／8兼務) 社会福祉士 保健師 主任ケアマネジャー 生活支援コーディネーター
事業費	1,500	各種自主事業実施経費(広報・印刷費、講師謝金等)	150
事務費	3,000	各事業実施のための備品費、消耗品費、交通費・ガソリン代、通信運搬費等	2,213
管理費	6,500	光熱水費、施設の保守管理費、小破修繕費等 ※施設内経費を、事業ごとに按分	400
指定額	474	小破修繕費・協力医	756
利用料金の活用	△2,207	指定管理料に係る事業で、単年度マイナスが生じた場合は、デイサービス等の介護給付事業から補填します。(施設使用料含む)	△149
合計	24,679		33,279

#### 2 介護予防事業費 154千円

#### 3 指定管理料 合計額 58,112千円

#### 4 利用者サービス向上のための経費・修繕費への配分

- ① 利用者サービス向上のため意見箱を設置し、利用者からの施設の改善要望に対してできる限り優先的に経費の配分を行っていきます。
- ② 施設を安全で快適に利用していただけるよう、修繕の必要箇所が見つかった場合にはできる限り速やかに修繕等を行っていきます。

#### 5 運営費節減に関する基本的考え方

- ① 極力経費節減を図りつつも、利用者の方の満足度を低下させないよう取り組んでいきます。
- ② 光熱水費については、できる限り節減に取り組んでいきます。
  - ・夏季冷房28度、冬季暖房19度の設定を基本にきめ細かく対応
  - ・使っていないパソコンのこまめな電源OFF
  - ・空き室の消灯の徹底、利用の少ない夜間における照明OFF
  - ・トイレにおける節水呼びかけ 等
- ③ IT化により用紙の出力は極力減らし、印刷時には「両面印刷」及び「集約印刷」を実施しペーパーレス化に努めます。
- ④ 自主事業の材料費等については、適切な実費を参加者からいただいていきます。
- ⑤ すぐたふれあいまつりなどについては、企業の協賛等も得てていきます。
- ⑥ 利用者の方がコピー機等を使用する場合は、適切な実費をいただいていきます。

## (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

### 地域ケアプラザの運営財源2 利用料金

事業種別	運営財源
介護保険事業 (給付)関連事業等	①通所介護、介護予防通所介護 第1号通所事業等 (デイサービス事業) ②居宅介護支援、介護予防支援 第1号介護予防支援事業 (ケアプラン作成事業)
	介護報酬(9割~7割)等 +利用者負担(1割~3割) (条例上は、利用料金として位置付け) 介護報酬(10割)等 ※利用者負担なし (条例上は、利用料金として位置付け)

※介護保険給付事業であるデイサービス及び居宅介護支援等事業は、横浜市地域ケアプラザ条例上、施設の利用料金として位置付けられていますが、いわば独立採算的事業として介護報酬等の範囲内で運営されています。

#### 1 利用料金の収支の活用

- ① デイサービス等の介護報酬の中から、施設使用料相当分として、施設規模に応じ市が定める一定金額を指定管理料から控除して指定管理料を設定します。
- ② 指定管理料に係る事業（地域活動交流事業、地域包括支援センター事業）で、単年度の赤字が生じた場合は、デイサービス等の介護給付事業の利用料金の収支差額から補填します。

#### 2 介護保険事業（給付関連事業等）における運営効率性についての考え方

- ① 介護報酬の中で、適切な運営と必要なサービス提供が損なわれないよう取り組んでいきます。
- ② 介護保険事業の経費は人件費に負うところが大きいため、各部門に必要不可欠な常勤職員を確保するとともに非常勤職員を活用することで、介護報酬内で効率的な運営ができるよう努めていきます。
- ③ 運営費節減だけでなく、利用者数の増が運営効率化の大きな要素であるため、様々なPRを進め、信頼される事業者となることによって、利用者を獲得していくことを目指します。
- ④ デイサービス等は、登録ボランティアの力も借りることにより効率的な執行に努めています。

#### 3 運営費節減に関する基本的考え方

- ① 極力経費節減を図りつつも、要介護の方に対する事業であることを配慮し、利用者の方の満足度を低下させないよう取り組んでいきます。
- ② 光熱水費については、できる限り節減に取り組んでいきます。
  - ・夏季冷房28度、冬季暖房19度の設定を基本に設定いたしますが、要介護の方の状態やニーズを把握し、きめ細かく対応していきます。
  - ・空き室の消灯の徹底、利用の少ない夜間における照明OFF
- ③ IT化により用紙の出力は極力減らし、印刷時には「両面印刷」及び「集約印刷」を実施しペーパーレス化に努めます。

#### 4 寄付文化の醸成

地域や福祉のための寄付や企業協賛等のPRを行うとともに、寄付等の申し出があった場合は広報紙等で感謝の意を表し、できる限り寄付文化を醸成していきたいと考えています。

**指定管理料提案書**  
(横浜市菅田地域ケアプラザ)

## 1 指定管理料提案書

## (1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	15,412,500円	15,712,500円	16,012,500円	16,412,500円	16,662,500円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	0円	0円	0円	0円	0円
事業費	事業における保険・資料代 等	□	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	
事務費	旅費 消耗品 通信費 等	□	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	6,500,000円	6,500,000円	6,500,000円	6,500,000円	6,500,000円	
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	
利用料金の活用	＜介護保険収入等を充当する場合は記載してください。＞		-431,500円	-731,500円	-1,031,500円	-1,431,500円	-1,681,500円	
施設使用料相当額			-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	
合計			24,679,000円	24,679,000円	24,679,000円	24,679,000円	24,679,000円	
		うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円	

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	24,037,500円	24,337,500円	24,637,500円	24,937,500円	25,237,500円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	0円	0円	0円	0円	0円
事業費	チームオレンジ 介護者のつどい 地域ケア会議 等		□	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
事務費	旅費 消耗品費 通信費 等		□	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	1,800,000円	1,800,000円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)		□	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円
小破修繕費	・小破修繕費 126,000円			126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医	・協力医 630,000円			630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用	＜介護保険収入等を充当する場合 は記載してください。＞			-149,500円	-449,500円	-749,500円	-849,500円	-1,149,500円
合計				27,094,000円	27,094,000円	27,094,000円	27,094,000円	27,094,000円
			うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)  
+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co						
事業費	講師謝金・資料代 等		□					
事務費	旅費 消耗品費 通信費 等		□					
利用料金の活用	＜介護保険収入等を充当する場合記載してください。＞			0円	0円	0円	0円	0円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	講師謝金・資料代 等	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

**収支予算書**  
(横浜市菅田地域ケアプラザ)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	24,679,000円	24,679,000円	24,679,000円	24,679,000円
		地域包括支援 センター運営事業	27,094,000円	27,094,000円	27,094,000円	27,094,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			58,112,000円	58,112,000円	58,112,000円	58,112,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	2,500,000円	2,500,000円	2,500,000円	2,500,000円
		居宅介護支援事業	21,000,000円	21,000,000円	21,000,000円	21,000,000円
		通所系 サービス事業	120,000,000円	120,000,000円	120,000,000円	120,000,000円
			143,500,000円	143,500,000円	143,500,000円	143,500,000円
	その他収入		1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円
			203,412,000円	203,412,000円	203,412,000円	203,412,000円
支出	内訳	人件費	162,000,000円	165,000,000円	167,000,000円	168,000,000円
		事業費	18,000,000円	17,500,000円	17,000,000円	16,500,000円
		事務費	13,000,000円	12,000,000円	11,000,000円	10,500,000円
		管理費	9,000,000円	8,900,000円	8,400,000円	8,400,000円
		その他	0円	0円	0円	0円
			202,000,000円	203,400,000円	203,400,000円	203,400,000円
		うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円
収支		1,412,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書**  
**(横浜市菅田地域ケアプラザ)**

## 1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
	②	基礎単価				
	配置予定人数					
	③	基礎単価				
	配置予定人数					

## 2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	配置予定人数					
	②	基礎単価				
	配置予定人数					
	③	基礎単価				
	配置予定人数					

## 3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

## 4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

横浜市地域ケアプラザ事業実施要項を遵守した人数とする

## 団体の概要

(令和7年 1月 16日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんおんしづいだんさいせいかいしぶかながわけんさいせいかい) 社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会						
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。							
(ふりがな) 名称	( )						
所在地	〒221-0822 横浜市神奈川区西神奈川一丁目13番地10 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式6同意書による）に使用します)						
設立年月日	明治44年5月30日						
沿革	明治44年5月に、明治天皇の御下賜金を基金として、恩賜財団として本会が設立されると同時に、神奈川県支部が設立される。大正2年9月に、本会第1号病院として神奈川県病院を開設、その後、医療・福祉・保育・保健分野で、計21施設を次々に開設し、現在に至る。						
事業内容等	<p>○神奈川県支部は、発足以来、常に「済生」（生命を救う）の心を基に、地域の基幹となる公的医療機関として6病院を運営するとともに、15の福祉介護施設を運営しています。</p> <table border="1"> <tr> <td>病院</td> <td>横浜市地域中核病院（東部病院、南部病院）、神奈川県病院、東神奈川リハビリテーション病院、若草病院、湘南平塚病院</td> </tr> <tr> <td>福祉・介護施設</td> <td>わかくさ（特養ホーム）、湘南苑（老人保健施設）、わかくさ保育園、金沢若草園（障害福祉サービス事業所）、サルビア（重症心身障害児（者）施設）、4か所の訪問看護ステーション（かながわ、南部、わかくさ、平塚）、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター、平塚市地域包括支援センターみなどの他、4か所の横浜市地域ケアプラザ（菅田、港南台、六浦、能見台）</td> </tr> </table> <p>○職員数：常勤3,684人、非常勤：810人、計4,494人（令和6年3月末現在）</p>			病院	横浜市地域中核病院（東部病院、南部病院）、神奈川県病院、東神奈川リハビリテーション病院、若草病院、湘南平塚病院	福祉・介護施設	わかくさ（特養ホーム）、湘南苑（老人保健施設）、わかくさ保育園、金沢若草園（障害福祉サービス事業所）、サルビア（重症心身障害児（者）施設）、4か所の訪問看護ステーション（かながわ、南部、わかくさ、平塚）、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター、平塚市地域包括支援センターみなどの他、4か所の横浜市地域ケアプラザ（菅田、港南台、六浦、能見台）
病院	横浜市地域中核病院（東部病院、南部病院）、神奈川県病院、東神奈川リハビリテーション病院、若草病院、湘南平塚病院						
福祉・介護施設	わかくさ（特養ホーム）、湘南苑（老人保健施設）、わかくさ保育園、金沢若草園（障害福祉サービス事業所）、サルビア（重症心身障害児（者）施設）、4か所の訪問看護ステーション（かながわ、南部、わかくさ、平塚）、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター、平塚市地域包括支援センターみなどの他、4か所の横浜市地域ケアプラザ（菅田、港南台、六浦、能見台）						
財務状況 ※直近3か年の事業年度分 (単位：千円)	年度	令和3年度	令和4年度				
	総収入						
	総支出						
	当期収支差額						
	次期繰越収支差額						
連絡担当者	<p>【所 属】 【電 話】 【E-mail】</p>						
特記事項							